

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」に対する
意見の募集の結果について

令和3年10月1日
環境省大臣官房環境影響評価課

令和3年8月13日（金）から令和3年9月12日（日）までの間、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する当省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件（政令案について御意見を頂いたものについての考え方のみを公表させていただいております。今般のパブリックコメントの意見募集対象ではない、環境影響評価制度全般に関する意見等の御意見は、御意見内容と数のみ掲載させておりますので、御了承ください。

今回御意見をお寄せいただいた方々の御協力に、厚く御礼申しあげます。

1. 概要

- (1) 募集期間：令和3年8月13日（金）～ 令和3年9月12日（日）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- (3) 意見提出方法：電子メール、郵送、ファックス

2. 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 236名
- ・意見の延べ総数 : 435件

3. 主な御意見の概要とそれに対する考え方
別紙のとおり

1 規模要件の改正 (計 283 件)

規模要件の改正のうち、検討プロセス、検討に関する意見 27 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
1	再生可能エネルギー確保は重要であるが、風力発電新設の建設が及ぼす影響の丁寧な調査、評価結果の十分な公開と理解が進んでいない状況であり、規模要件引き上げの合理的な理由説明も行き届いていないことから、改正には反対である。	3 件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続終了が 119 件、手続中が 302 件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5 万 kW 以上、第二種事業について、3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>環境影響評価法の対象とすべき風力発電所の適正な規模要件についての検討については、令和3年1月から3月にかけて環境省・経済産業省の設置した「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」において、有識者を委員とし、地方自治体や自然保護団体、風力発電事業者団体等をオブザーバーとして検討され、「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」が令和3年3月に取りまとめられ、環境省から報道発表しています。 http://www.env.go.jp/press/109456.html</p> <p>また、当該検討会は、公開（新型コロナウイルス感染症対策のためインターネットを介した配信）で開催し、会議資料、議事録、報告書についても環境省ウェブサイト上で公開しています。 http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>1_kentou/reportdetail.html?page=4_kentou/index&kid=19</p> <p>上記検討会の結論を受けて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模について、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講じ、令和3年10月に措置することとされたものです。</p> <p>また、国民の皆様にご意見を頂くために本パブリックコメントを実施いたしました。</p>
2	規模要件を引き上げる理由が分からない。風力発電を普及させるのであれば、むしろ厳しく細かい環境影響評価が必要であり、規模要件は引き下げるべき。	1件	同上
3	この改正は再生可能エネルギー推進ありきで、科学的な根拠に基づいた精査や検討が行われていない。また、規模要件を引き上げる必要性について合理的な理由が説明されていないということからも、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
4	風力発電は現段階で確立された技術ではなく、脱炭素に貢献す	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>るにはさらなる技術革新が必要である。今回の改正は風力発電事業者の便宜を図っているだけに見える。</p>		
5	<p>正当な根拠が薄いにも関わらず、環境影響評価をないがしろにすれば、将来に禍根を残す恐れが大きいことから、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	同上
6	<p>規模要件の緩和により、小～中規模事業による人体や自然環境への影響について地域住民等が理解できないまま事業が進む可能性があるため、事業の進行が若干遅れるとしても、改正は慎重に進めるべきである。</p>	1件	同上
7	<p>規模要件の緩和は一部の事業者等への利益に貢献するのみの形となり、地域の実情や科学的検討が反映されたものとは考えられない。</p>	1件	同上
8	<p>緩和の根拠が不明確であり、規模要件の緩和には反対である。風力発電の規模と影響との関係を</p>	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	表す指標を示し、これを元に考えるべきである。		
9	規模要件の緩和により環境アセスメントを行う意味が薄れていく。再生可能エネルギーが重要であることに異論はないが、その性急な導入のために、地域や自然環境に与える影響を軽く見てよいことにはならない。	1件	同上
10	風力発電の規模要件緩和は拙速に行うべきでないと考えられ、再検討を求める。	1件	同上
11	検討会報告書において「第一種事業の規模要件を5万kW以上、第二種事業を3.75満kW以上5万kW未満とすることが適当。」とされるが、あまりに風力発電を推進する提言で賛成できない。	1件	同上
12	コロナ禍の中で国民に十分な周知もなく改正を進めることに大きな不信感を持たざるを得ない。	1件	同上
13	風車の導入率がここ数年全国一である自治体に居住している	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	が、規模要件の緩和について県・市民に何の情報もなく、何の議論もされていないため、拙速すぎる。		
14	根拠となっている「規制改革実施計画」はその名の通り規制改革（改悪）が直接的目的となっており、環境影響評価をしっかりと実施し、環境を保全するという姿勢が全くないことから、規模要件の改正には反対する。	1件	同上
15	規模要件の緩和を行うための説明が不十分である。事業者自らが環境評価を行うということにも無理があり、これから地域との摩擦がさらに多くなることが予想され、今回の規制緩和を許すことは出来ず、断固として反対する。	1件	同上
16	法律や政令の改正の場合、従来の決まりが国民にとってどのような不都合があったのか、また改正により国民にどのような利益があるのかを説明するのが当然	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	であるが、そのような説明がなく、納得できるものではない。		
17	自然再生エネルギーは国土の自然環境に影響を与えてはならないのが鉄則であるが、現状では国民とのコンセンサスが得られないまま強引に進められていることから、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
18	事業種毎の総事業数を表記しておらず、風力発電施設における環境影響評価が十分に行われていると恣意的に誘導している。件数が10件もない原子力アセスと同列に扱う意味があるだろうか。	1件	同上
19	現行制度は結論ありきの手続きであり、十分な調査が行われていない。小規模発電施設が乱立することは発電効率面でも看過できないと感じることから、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
20	メガソーラーや風力発電により貴重な自然が破壊されている現状を見ると、この改正により環	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	境への適正な配慮と地域との対話ができるかは疑わしい。検討会委員には大型猛禽類の専門家が入っておらず、自然保護団体がオブザーバーであることも疑問である。		
21	風力発電事業に関する環境影響評価に関する環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案には反対である。この改正は風力発電事業者の便宜を図っているだけにしか見えない。	1件	同上
22	規模要件引き上げの根拠がない。風力発電による影響はバードストライクをはじめ、規模よりは立地に大きく左右される。先行研究で影響範囲のデータが示されている中で、これらを見無視して線的・面的開発事業と横並びで規模要件を求めることは、開発の内容によって環境影響の特性が異なることも無視しており意味がない。風力発電だけが他の事業と比べ群を抜いて環境影響評価の対	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	象事業が多いことを問題視しているのなら、規制を外すことから規模を計算したことになり、本末転倒の考え方である。		
23	規模要件の改正に関し、動機（理由）から結論に至る論理が全く説明されていない。国民がわかるように説明が必要である。「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げることは、件数が多い5万kW以下の風力発電事業の環境アセスを軽視することになり、当初の目的である環境への適正な配慮と地域との対話プロセスが無視されることになる。	1件	同上
24	これまでの1万kWの規模要件がどのように風力発電の導入を妨げてきて、それを5万kWに引き上げることでどの程度導入が進みそうかなど、将来の基幹電源の中での再生可能エネルギーの割合、電源需要をふまえた、早急に規模要件を引き上げる必要性について合理的な説明がない中	1件	環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」について、環境影響評価手続を義務付けること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としています。環境影響評価法の目的には、再生可能エネルギーの促進の観点が入っていないため、今般の風力発電所に係る規模要件の検討においては、再生可能エネルギーの導入促進の観点からの必要性ではなく、あくまで法の目的に照らし、風力発電所に係る環境の保全の観点から、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>で、規模要件を緩和すべきではない。</p>		<p>他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討したものです。</p> <p>また、環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいと風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
25	<p>現在、環境影響評価は個々の事業で行われており、複数事業による累積評価はされていない。規模要件が緩和されれば、環境影響評価を行わない風力発電施設の建設が加速され、渡り鳥のフライウェイ環境が悪化することが憂慮される。また、風力発電施設の増加は豪雨による山体崩壊や動植物への重大な影響も危惧される。このような中で、規模要件の緩和</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討し</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>は科学的根拠が曖昧であり、合理的な理由が国民に説明されていないことから、改正には反対である。</p>		<p>た結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、御指摘のとおり、風力発電事業に限らず、同区域において複数事業が実施された場合、複合的な影響や累積的影響が懸念されます。この点、当該事業を実施する事業者がこれらの環境影響が懸念される場合には、調査・予測・評価を行うべきである点、環境影響評価法による環境大臣意見を発出し、事業者による取組を促しているところです。なお、御指摘のとおり、一定の地域に複数の風力発電事業が実施された場合、複合的な影響や累積的影響が懸念されます。この点、事業を実施する事業者においては、一定の地域内で事業を実施しようとする他事業者と事業計画に係る協議・調整等を行い適切に対象事業実施区域を設定するとともに、累積的影響が懸念される場合には、既存の風力発電設備等に関するこれまでの調査等から明らかになっている情報及び環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者等との情報交換に努め、累積的な影響について、適切な調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置を検討することが求められます。</p>

規模要件の改正のうち、他事業との公平性の観点は理由とならない旨の意見 9件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
26	<p>自然環境はそれぞれの地域によって独特の性質を有するものであるため、「公平性」という評価方法を導入することには無理がある。よって、この改正には反対する。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
27	<p>風力発電特有の事象は多くあり、他の事業と比較する意味も少ない。世界的に、環境への影響の考え方はより厳しくなる方向にあると考えられるが、これに逆行しているのではないかと。よって、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	同上
28	<p>公平性という観点から環境負荷の特性が異なる他の事業と比較することは不適切。5万kWとなった場合、風力発電施設による悪影響は他事業より甚大である。</p>	1件	同上
29	<p>規模要件の検討にあたっての</p>	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>「他の対象事業の規模の考え方を敷衍して設定することが適切」という検討会の考え方自体が間違いである。風力発電の場合、各種影響を規模要件のみから判断するのは間違いである。</p>		
30	<p>他事業と公平性を比較する必要はない。</p>	1件	同上
31	<p>異なる事業の規模を比較するのは、難しい。</p>	1件	同上
32	<p>規模要件の改正には反対である。開発事業が環境に与える影響は事業ごとに異なると参考資料において触れられているにも関わらず、面積規模を唯一の指標として規模要件を他の事業と揃える考え方は環境影響評価の意味を棄却することになる。これまでの事業における個別の環境影響を明らかにし、事業規模との相関があるならそれを示すべきであり、ないのであれば、今回の変更は発生しないはずである。</p>	1件	<p>「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討するに当たっては、環境影響評価法の対象事業全般において、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や環境負荷の発生・排出の度合いにして設定されているところ、風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ 50m の範囲の面積を想定しております。この両側 50m の範囲については、事業の規模を示すための指標として道路等のその他の線的事業の考え方を敷衍して設定したものです。また、道路等の線的事業については、面的事業の 100 ha をメルクマールとして両側それぞれ 50m を想定し、これが 100 ha に相当する長さ 10 km を要件としているところ、風力発電所の事業特性として懸念される発電設備（風車）については高さ方向の空間利用が大きいことを踏まえ、風力発電所の規模要件については、より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に 50 ha に相当する出力規模として、第一種事業を 5 万 kW 以上とするもので</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
33	風力発電は自然環境に与える影響が特に大きいものにも関わらず5万kw以上とするのは、地熱、水力、太陽光と比べても実情に即さず公平性がない。従来通り1万kw以上とすべきである。	1件	す。 同上
34	風力発電は三次元的な影響が懸念される事業であり、そのような特性を考慮せずに他事業との公平性という観点から規制緩和することはあってはならない。風力発電の規模要件は現行のままとすべきである。	1件	<p>「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討するに当たっては、環境影響評価法の対象事業全般において、いわゆる面的事業、線的事業、点的事业に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や環境負荷の発生・排出の度合いにして設定されているところ、風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定しております。この両側50mの範囲については、事業の規模を示すための指標として道路等のその他の線的事業の考え方を敷衍して設定したものです。また、道路等の線的事業については、面的事業の100haをメルクマールとして両側それぞれ50mを想定し、これが100haに相当する長さ10kmを要件としているところ、風力発電所の事業特性として懸念される発電設備（風車）については高さ方向の空間利用が大きいことを踏まえ、風力発電所の規模要件については、より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に50haに相当する出力規模として、第一種事業を5万kWとするものです。</p> <p>なお、個別の事業における改変面積や事業実施区域の面積については、事業特性や地域特性によって大きく異なることや、いわゆる影響範囲については、個別事業ごとに検討する必要があることに留意が必要となります。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

規模要件の改正のうち、知見の不足に関する意見 11 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
35	<p>風力発電施設建設後の事後調査は日本ではほとんど行われておらず、規模要件が緩和されれば、建設後の状況が分からない地域が拡大すると考えられることから、規模要件を引き上げる政令案には反対する。</p>	1 件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が 119 件、手続き中が 302 件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5 万 kW 以上、第二種事業について、3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、地域における合意形成に対する配慮が肝要であり、事業が進まないリスクを未然回避するよう、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実の観点から、現行制度の運用面においても所要の措置を講じることが必要と認識しています。事後調査については、事業者は環境影響評価法に基づき環境影響評価書に記載した必要な事後調査を実施するとともに事後調査により判明した環境状況に応じて講ずる環境保全措置等について報告書を作成し公表することが義務付けられています。「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会 報告書」にも記載があるとおり、引き続き、事後調査の強化とその成果の活用に取り組んでまいります。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
36	風力発電施設によるバードストライクやシャドーフリッカーについて、知見が十分ではなく、事例の事後調査をまとめる段階であることから、規模要件の改正には反対である。	1件	同上
37	この改正は事実上の規制緩和であるため、反対である。事後調査やモニタリングが不十分であり環境への負荷が明らかとは言えない。	1件	同上
38	これまでの法アセスによる事前評価や事後評価は調査時間が短く、十分な影響評価ができていないと言えなく、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
39	風力発電事業における環境影響評価の規模要件の改正について、根拠となる定量的な知見が具体的に示されておらず、正当な根拠が見出せないため、反対である。現状で事後調査が義務付けられていないため、体系的なデータがとれているとは言えない。	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
40	洋上風力は知見が十分ではなく、アセス項目を再検討すべき状況であり、規模要件を緩和するのはおかしい。	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、地域における合意形成に対する配慮が肝要であり、事業が進まないリスクを未然回避するよう、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実の観点から、現行制度の運用面においても所要の措置を講じることが必要と認識しています。事後調査については、事業者は環境影響評価法に基づき環境影響評価書に記載した必要な事後調査を実施するとともに事後調査により判明した環境状況に応じて講ずる環境保全措置等について報告書を作成し公表することが義務付けられています。「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会 報告書」にも記載があるとおり、引き続き、事後調査の強化とその成果の活用に取り組んでまいります。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>洋上風力発電に係る環境アセスメント制度については、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」において、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係省庁、地方自治体、事業者等の連携の下検討することとされており、今後、検討を進めてまいります。</p>
41	<p>人間を含む生態系への影響の知見が乏しい洋上風力発電事業への、慎重な評価手法と調査期間のためには、適切な改正ではないと考えられる。</p>	1件	同上
42	<p>洋上風力発電所についても考慮し、追加又は作成してほしい。</p>	1件	同上
43	<p>改正案の出力値には反対である。改正後の第1種事業の出力は、「3万kW以上に」に、改正後の第2種事業は、「7,500kW以上3万kW未満」にしてほしい。主流化している大型風車の日本への導入の影響評価の知見の不足を考えると、法による評価が適切と考えられる。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
44	<p>バードストライクは施設規模に関わらず発生することが明らかになっており、また、事前の影響評価・予測手法は欧州ですら十分に確立していない段階であることから、小規模な施設においても環境影響評価を十分に実施し知見を蓄積すべきであり、規模要件を緩和すべきではない。</p>	1 件	同上
45	<p>現行の環境影響評価手続きでは、縦覧方法、説明会のあり方など、住民が納得できる状態とはいええず、知見が蓄積されたとは言えない。簡易化よりむしろ適正な調査を追加すべきである。</p>	1 件	同上

規模要件の改正のうち、線みなしに関する意見 11 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
46	風力発電の影響は点、線、面積で考えられるものではありません。	1 件	<p>「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討するに当たっては、環境影響評価法の対象事業全般において、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や環境負荷の発生・排出の度合いにして設定されているところ、風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ 50m の範囲の面積を想定しております。この両側 50m の範囲については、事業の規模を示すための指標として道路等のその他の線的事業の考え方を敷衍して設定したものです。また、道路等の線的事業については、面的事業の 100 ha をメルクマールとして両側それぞれ 50m を想定し、これが 100 ha に相当する長さ 10 km を要件としているところ、風力発電所の事業特性として懸念される発電設備（風車）については高さ方向の空間利用が大きいことを踏まえ、風力発電所の規模要件については、より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に 50 ha に相当する出力規模として、第一種事業を 5 万kW以上とするものです。</p> <p>なお、個別の事業における改変面積や事業実施区域の面積については、事業特性や地域特性によって大きく異なることや、いわゆる影響範囲については、個別事業ごとに検討する必要があることに留意が必要です。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和 4 年度に結論を得ることとされており、環境省・経済</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。
47	線の事業とみなした面積から5万kWとするのは改正の根拠としておかしい。風力発電による影響は景観、土砂災害の誘発、健康面、バードストライク等に加え、高さの影響も加わる。	1件	同上
48	風力発電事業は線の事業ではなく、周辺に広く影響を与える面的事業であるため、規模要件を引き上げるべきではない。風車のローター直径は既に120mを超え、今後更に大型化し直径250mの風車が設置可能と言われ、この場合、影響が及ぶ範囲は125mとなり事業面積が大幅に拡大する。	1件	同上
49	風力発電事業による影響は流域全体に及ぶおそれがあること、広範囲にわたって植生が変化するおそれがあること、鳥類やコウモリ類の衝突・移動経路への影響があることなどから、線の事業ではなく面的事業とみなすべきである。	1件	同上
50	最新の知見とは何を指しているのか判断できない。風力を線の事	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	業と見なした面積と風力発電出力の関係線の事なら科学的な根拠で説明できる知見と言えないしそれほど単純なものでもない。山間部の風力発電の環境影響は面で発生するため線的な事業と見なすことは出来ない。		
51	特に山間部では巨大な風力設備を設置する広大な平地及び長く幅広い搬入路新設工事の環境影響を考えると線的な配列の事業と考えることは出来ない。環境影響は多種多様な方面で広く発現するため線的な事業とみなすことは出来ない。	1 件	同上
52	風力発電施設の特徴を鑑みれば、線的な扱いではなく立体として扱うべきではないか。多くの発電施設が設置された場合に、地元住民が望んでいないにも関わらず目にする光景をどう評価するか真剣に考えてほしい。	1 件	同上
53	風力発電施設により生じる影響は広範囲であり、風車を中心とした半径 500m 程度の円の集合体と考えて面積要件を設定すべきであ	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	る。		
54	規模要件の見直し根拠について、風力発電とは全く機能が異なる事業をもとに算出していること、線的・面的事業と分類していること、地形性乱流を考慮した風車間の空間や構造物が及ぶ地下空間を影響範囲に含めていないことから、正当性が認めれない。	1件	同上
55	規模要件の見直し根拠について、地形性乱流を考慮した風車間の空間や構造物が及ぶ地下空間を影響範囲に含めていないことから、正当性が認めれない。	1件	同上
56	発電量、面積に加え、高さを規模要件に加えることが必須であると考え。	1件	「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討するに当たっては、環境影響評価法の対象事業全般において、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や環境負荷の発生・排出の度合いにして設定されているところ、風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ 50mの範囲の面積を想定しております。この両側 50m の範囲については、事業の規模を示すための指標として道路等のその他の線的事業の考え方を敷衍して設定したものです。また、道路等の線的事業については、面的事業の 100 haをメルクマールとして両側それぞれ 50m を想定し、これが 100 haに相当する長さ 10 kmを要件としているところ、風力発電所の事業特性として懸念さ

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>れる発電設備（風車）については高さ方向の空間利用が大きいことを踏まえ、風力発電所の規模要件については、より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に50haに相当する出力規模として、第一種事業を5万kWとするものです。</p> <p>なお、個別の事業における改変面積や事業実施区域の面積については、事業特性や地域特性によって大きく異なることや、いわゆる影響範囲については、個別事業ごとに検討する必要があることに留意が必要となります。</p> <p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p>

規模要件の改正のうち、50haの根拠に関する意見 2件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
57	<p>現在、一般に公表されている事業の例を参考に、発電機間に必要な離隔を確保した場合、50,000kW未満で発電機間の距離が5kmを超え、面積要件50haを満たすこととなるため、改正案の規模要件の算定根拠は失当である。現行機のスペックから適切な対象出力を再算定すべきである。</p>	1件	<p>風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討するに当たっては、環境影響評価法の対象事業全般において、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や環境負荷の発生・排出の度合いにして設定されているところ、風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定しております。この両側50mの範囲については、事業の規模を示すための指標として道路等のその他の線的事業の考え方を敷衍して設定したものです。また、道路等の線的事業については、面的事業の100haをメルクマールとして両側それぞれ50mを想定し、これが100haに相当する長さ10kmを要件としているところ、風力発電所の事業特性として懸念される発電設備（風車）については高さ方向の空間利用が大きいことを踏まえ、風力発電所の規模要件については、より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と同様に50haに相当する出力規模として、第一種事業を5万kW以上とするものです。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>なお、個別の事業における改変面積や事業実施区域の面積については、事業特性や地域特性によって大きく異なることや、いわゆる影響範囲については、個別事業ごとに検討する必要があることに留意が必要です。</p>
58	<p>埋立・干拓と同列に議論する科学的な知見・根拠は示されていない。検討会資料で風力発電は10MW以上の規模で問題が発生している。</p>	1件	同上

規模要件の改正のうち、両側 50メートルと影響範囲の関係性に関する意見 13件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
59	<p>風力発電施設を鉄道、道路のような線的事業とみなすのではなく、風車ローターが空中に作る球体を地面に下し、その外縁から両側 50m を影響の及ぶ範囲とすべきである。このような運用時の観点からも規模要件の設定について検討すべきである。</p>	8件	<p>風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討するに当たっては、環境影響評価法の対象事業全般において、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や環境負荷の発生・排出の度合いにして設定されているところ、風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ 50mの範囲の面積を想定しております。この両側 50m の範囲については、事業の規模を示すための指標として道路等のその他の線的事業の考え方を敷衍して設定したものです。また、道路等の線的事業については、面的事業の 100 haをメルクマールとして両側それぞれ 50m を想定し、これが 100 haに相当する長さ 10 kmを要件としているところ、風力発電所の事業特性として懸念される発電設備（風車）については高さ方向の空間利用が大きいことを踏まえ、風力発電所の規模要件については、より厳しい要件を設定している埋立て・干拓と</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>同様に 50 haに相当する出力規模として、第一種事業を 5 万kW以上とするものです。</p> <p>なお、個別の事業における改変面積や事業実施区域の面積については、事業特性や地域特性によって大きく異なることや、いわゆる影響範囲については、個別事業ごとに検討する必要があることに留意が必要です。</p>
60	<p>50mなどという目安を文章化するの誤解と誤用を招くものであり、ドイツなどに合わせてせめて風車の高さの2倍とするべきものである。全国の被害状況などからすると、本来は 3km程度が著しい影響がある範囲とし、20kmを景観に著しい影響がある範囲とするべきである。</p>	1 件	同上
61	<p>規模要件の算定に当たり、風車のローターの半径を加えて 50m の範囲として算出すべきである。</p>	1 件	同上
62	<p>面積の想定として、中空にあるローター直径両端に相当する地表部分から両外側 50m の範囲を影響範囲と考えるべきである。最近の風力発電風車のローター直径は 130mを超えており、そこから算出される線的事業で 50ha に相当す</p>	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	る出力規模は5万kWにはならず、その半分くらいと考えられる。		
63	他の事業との公平性よりも周辺環境への影響について公正な評価を実施してほしい。発電施設から50mという範囲は周辺環境への影響を鑑みたものとは思えない。	1件	同上
64	風車後流、騒音、シャドーフリッカー等は50mよりはるかに遠くまで届くため、影響範囲50では短すぎる。また、送電線、変電所、調節池、掘削後の土砂搬入箇所、事務所等の関連施設を含めた事業範囲全体を影響範囲に含めるべきである。	1件	同上

規模要件の改正のうち、審査件数に関する意見 4件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
65	太陽光発電所のアセス件数と比較しているが、太陽光発電がアセス対象となっていなかったことが問題であり、この比較は風力発電の規模要件を緩和する理由にはならない。	2件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続終了が119件、手続中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施件数を理由として規模要件を変更するものではありません。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
66	<p>風力発電施設の法アセス手続きの件数が多いのはFITにより事業者の参加が増加したためであり、件数を理由に改正するのはおかしいのではないか。</p>	1件	同上
67	<p>単にアセスメント件数が多い、再エネを推進するために緩和すると言っているに過ぎず、規模要件緩和の正当性が認められない。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」について、環境影響評価手続を義務付けること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としています。環境影響評価法の目的には、再生可能エネルギーの促進の観点が入っていないため、今般の風力発電所に係る規模要件の検討においては、再生可能エネルギーの導入促進の観点からの必要性ではなく、あくまで法の目的に照らし、風力発電所に係る環境の保全の観点から、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえ</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>るべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討したものです。</p> <p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施件数を理由として規模要件を変更するものではありません。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生態系に関する意見 36件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
68	地球温暖化防止は喫緊の課題であるが、生物多様性の保全も同様に大きな課題であり、規模要件の緩和には反対である。	7件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
69	生物多様性の保全に大きな影響を及ぼす環境影響評価の規模案件の緩和には反対である。	4件	同上
70	風力発電施設の建設による自然環境への影響を確認することがこれまで以上に困難になることから、改正には反対である。	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
71	この改正によって、風力発電所建設による自然環境への影響を確認することがこれまで以上に困難となることから、規模要件の緩和には反対である。その根拠に乏しく、2050年にカーボンニュートラル達成を目指す立場から緩和ありきで説明が後付けになっていると感じる。	1件	同上
72	規模にかかわらず、少なからず環境への影響が生じるため、規模が小さいからと言って環境影響評価を行わないのは間違っている。	1件	同上
73	現行のアセス法にも問題がある中で、要件が緩和されればさらに自然破壊が進む。第一種事業に僅かに抵触しない出力で実施する事業者が出てくる可能性もある。また、都道府県で条例アセスが制定されていない地域もあるなかで5万kWに引き上げられれば、適正なアセスが行われぬまま事業が行われる懸念があり、改正を行うべきではない。	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
74	風力発電は生態系の破壊を伴うことや SDGs の観点等から導入促進すべきではなく、環境影響評価を簡易な形に改悪するのは反対である。より厳しくすべきである。	1 件	同上
75	規模要件の緩和により風力発電の導入が進むが、同時に自然・環境破壊も進むこととなる。自然・環境に十分に配慮するための環境アセスメントは絶対に緩和してはならない。	1 件	同上
76	法アセスの対象事業規模が緩和されると、自然環境とそこに生息する動物に対する悪影響がさらに増加するため、現行の基準を維持し、公的な環境アセスが確実に行われるべきだと判断する。よって、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」に反対する。	1 件	同上
77	再生可能エネルギーへの転換には同意するが、そのために里山保全・生物多様性が危惧されるような環境破壊があってはならない。現行制度でも十分な環境アセスメ	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	ントとそれに対する措置と対処が 約束されていないことなどから、規 模要件の引き上げには反対であ る。		
78	風力発電建設による自然環境へ の影響が懸念されるため、現行の 1万kW以上を要件とし、必ず環境 アセスをすべきである。	1件	同上
79	現行のアセスにおいても地域住 民や関係者の認知が不十分なまま 風力発電施設が建設されることが あり、紛争を招いている。 改正により地域住民がより不安 となり、自然資源を危機にさらす ことになることから、規制緩和す るのではなく、現行の規制をより 厳格に運用すべきである。	1件	同上
80	これまで、風力発電事業により 貴重な自然が次々と破壊されてき たことから、本改正には反対であ る。	1件	同上
81	環境影響評価の規模要件の緩和 は、生物多様性の保全に大きな影 響を及ぼし、長い目で見ると人類	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	や地球環境にとってマイナス面が多いと考えられることから、反対である。		
82	自然再生エネルギーは自然破壊エネルギーとなっているのが現状であり、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
83	自然再生エネルギーが自然を破壊することは本末転倒であり、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
84	規模要件引き上げにより新たに法アセス対象外となる事業は、十分に自然環境への影響が評価されずに建設される恐れがあり、条例アセスも法アセスに追随して規模を引き上げる可能性もあることから、現行と同程度の環境影響評価が行われることが担保されない限り、規模要件を引き上げるべきではない。	1件	同上
85	風力発電建設によって損なわれる自然破壊への影響を確認することが、これまで以上に困難になると思われ、規模要件の緩和には反	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	対である。		
86	規制緩和により、今以上の自然破壊が起こることを見過ごせず、改正には反対である。	1件	同上
87	風力発電施設は自然破壊を伴うため、環境影響評価の規模要件緩和には反対である。	1件	同上
88	開発によって貴重な動植物が失われ、温暖化防止にも逆行することから、規模要件の引き上げには反対である。	1件	同上
89	環境影響評価法は再生可能エネルギーの導入と生物多様性の保全の両立を図るうえで重要な役割を担っている制度であり、その機能を損ねてはならないことから、規模要件の緩和は進めるべきでない。	1件	同上
90	風力発電の現場では、環境破壊、地域住民の分裂・対立等の問題が生じており、貴重な自然地も崩壊する可能性があるため、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
91	風力発電施設による環境影響は	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>規模の大小だけではなく、設置する場所の生態系の状況も重要な評価の要素となることから、規模に関わらず法アセス手続きを実施し、生態系に与える影響を評価し、関係者との協議の場を設け、影響が小さくなる計画を考える必要がある。</p>		
92	<p>現行の規模要件でも様々な災害が生活に影響を与えている中で規模要件が緩和されれば、施設の大型化が進み自然破壊が顕著になる恐れがあるため、改正には反対である。</p>	1件	同上
93	<p>再生可能エネルギー施設の建設現場の少なからぬ部分が自然環境保全、生物多様性保全の上で多面的な考慮が必要な場所に建設されており、このような事業のアセスメントにおいて、形式的と読める議論・根拠で他の事業と足並みを揃えるような面積基準を設けることは、説得力や蓋然性が低いと考えられる。生物多様性保全も担保</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について、事業者に対して事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価手続きを実施することを義務付けることにより、事業に係る環境への影響について事業者自ら環境への影響について適正に調査・予測・評価を行うとともに、事業者が実行可能な範囲で環境保全のための措置を検討することで事業に係る環境影響を可能な限り回避、低減し、より環境に配慮した事業計画にすることを目的とするものです。</p> <p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとな</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>する別のしっかりした理由説明、技術開発による補償方法を明示した上での改定であるべきである。</p>		<p>っています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
94	<p>風力発電による自然環境への悪影響を科学的に評価する方法が確立していないことから、慎重に対処すべきである。</p> <p>生物多様性の保全が国際的にも優先課題となっている中での規模要件の緩和は時代錯誤である。</p> <p>洋上風力について、海洋生態系は複雑で知見も不十分であり、より丁寧な環境影響評価が必要である。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいと風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>洋上風力発電に係る環境アセスメント制度については、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」において、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係省庁、地方自治体、事業者等の連携の下検討することとされており、今後、検討を進めてまいります。</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生態系と鳥類に関する意見 45件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
95	多くのバードストライクを発生させる風力発電事業の実施には、環境アセスメントによる影響の予測評価が必須であることから、環境影響評価の規模要件の緩和には反対である。	11件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
96	<p>風力発電施設の建設に当たっては、渡り鳥、希少大型鳥類、樹林性コウモリ等の、生態系において重要な役割を占める動物への影響があり、生態系への被害が深刻であることから、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	同上
97	<p>地球温暖化防止は喫緊の課題だが、目先の目標だけを見て二酸化炭素を吸収する森林を伐採し、鳥類をはじめ生物多様性に大きな影</p>	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	響を及ぼす環境影響評価の規模要件の緩和には反対である。		
98	生物多様性の保全は地球温暖化防止と同様に大きな課題である。風力発電は鳥類・自然林等の貴重な生態系を破壊する場合があります、環境影響評価が必須であることから規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
99	風力発電はバードストライクの事例も多く、立地周辺の環境や生態系の変化を無視できないと考えられることから、規模要件の緩和により手続きを簡略化し、導入促進を図る改正案には反対である。	1件	同上
100	地球温暖化防止は喫緊の課題であるが、生物多様性の保全も同様に大きな課題であり、規模要件の緩和には反対である。多くのバードストライクを発生させる風力発電事業の実施には、環境アセスメントによる影響の予測評価が必須である。	1件	同上
101	現行の法アセスでさえ、バードストライク・バットストライクの問題を十分に解決できておらず、	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	また、風発には山地の樹林を皆伐して造成されるケースもあるが、これに歯止めがかからなくなること強く懸念するため、規模要件の引き上げには反対である。		
102	カーボンニュートラルの目標は達成してほしいが、渡り鳥のルートを阻害するような施設が半永久的に設置されれば、生物多様性を損ね続けることとなり、生物多様性条約や SDGs が目指す世界とは異なることから、改正に反対する。	1 件	同上
103	風力発電施設による鳥類への影響は規模に関わらず報告されており、規制緩和は許せるものではない。	1 件	同上
104	バードストライクを発生させる風力発電事業の実施には、環境アセスメントによる影響予測と評価が必須であるため、規模要件の緩和には反対である。温暖化防止対策も必要かもしれないが、山林を切り開いて発電施設を作る必要性が分からない。	1 件	同上
105	温暖化対策としての風力発電の必要性は理解するが、多くのバー	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	ドストライクを発生させている現状から、環境影響評価の規模要件の緩和には反対する。		
106	環境影響評価の規模要件の緩和は、生物多様性の保全に大きな影響を及ぼすため反対である。多くのバードストライクを発生させる風力発電事業の実施には、環境アセスメントによる影響の予測評価が必須である。	1件	同上
107	風力発電施設は直接的に鳥類を殺傷することが問題視されているが、根本解決に至っておらず、詳細な調査を行っても構造が変わらない限り衝突の可能性はゼロにならない。小型風力発電施設でもオジロワシの衝突が観察されており、事業の規模に関わらず調査と検討が必要である。再生可能エネルギーはその特性が異なり、規模要件を揃えることも無理がある。よって、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
108	高速回転する風力発電のブレードは鳥類にとって凶器であり、事業規模に関わらず、法律に基づくア	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>セスメントの対象とし、その立地における鳥類の生息状況等との関係を詳細に調査した上で評価されるべきである。地球温暖化防止のためであっても、バードストライクの危険性がある風力発電施設を作りやすいよう要件を緩和し、生物多様性を危険にさらすことは本末転倒である。</p>		
109	<p>現状でもオジロワシをはじめとしたバードストライクの問題が提起されている中で対策が取られておらず、規模要件が5万kWとなれば被害はより拡大すると考えられることから、規模要件を引き上げる政令案には反対する。</p>	1件	同上
110	<p>3.75万kW以下の事業規模の風力発電施設であっても、バードストライクなどの環境影響が多く発生していることから、公的な環境アセスを行い、立地選定が適正か否かの判断が行われるべきである。</p>	1件	同上
111	<p>今回の政令案が施行されれば、適切な環境保全策を講じることを事業者側に求める手立てがなくなり、これらの地域の野鳥の生息環</p>	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	境を大きく損なう恐れがあることから、現行の環境影響評価の仕組みが継続運用されるべきである。		
112	風力発電はバードストライクを発生させるため、環境アセスメントによる影響の予測評価を行い、これを踏まえて事業を実施する必要があるため、環境影響評価の規模案件の緩和には反対である。	1件	同上
113	鳥類の絶滅危惧種がバードストライクの被害に遭うことが心配である。野鳥だけが被害に遭う状況で、人間がそれで幸せになれるとは思えない。	1件	同上
114	希少鳥類の生息環境に大きく影響する風力発電所設置には反対であり、これを助長する規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
115	規模要件引き上げにより、対象外となる事業については、希少猛禽類など、国で把握すべき自然環境や県をまたぐ事業に対して適切な評価が不可能となる。環境影響評価は規模要件ではなく立地に応じて行うように法律を整備すべきである。	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
116	<p>バードストライクを発生させる風力発電事業の実施には、環境アセスメントによる影響の予測評価が必須であることから、環境影響評価の規模要件の緩和には反対である。綿密な調査により影響のない場所を選定すべきである。</p>	1 件	同上
117	<p>鳥類の渡りの経路での風力発電施設の建設は規模の大小に関わらず、原則禁止すべきである。規模要件が引き上げられれば、計画・実施プロセスの外部からのチェックも困難となり、影響も大きくなるため、規模要件の引き上げには反対である。風力発電事業を原則禁止とする立地要件も加えるべきである。</p>	1 件	同上
118	<p>1 万 kW 以下の事業規模であってもバードストライク等の環境影響が多く発生していることから、法アセスの第二種事業以下の事業規模であっても公的な環境アセスを行い、立地選定が適正であるか否かの判断が必要である。現行の法アセスでも大きな問題があるという状況下で拙速に規模要件を緩</p>	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	和すべきではない。		
119	風力発電施設による鳥類への悪影響について、現時点で事業を回避するための手立てが全く整っていないことから、規模要件の引き上げには反対である。	1件	同上
120	バードストライク等の被害が絶滅危惧種を含め多数発生しており、その事態の改善がなされぬまま、法的環境アセスメントの規模要件を緩和する事に反対である。寧ろ厳格化しても良いのではないか。地球温暖化阻止のため、自然再生エネルギーは推進すべきと思うが、生態系を損ねてしまつては本末転倒である。	1件	同上
121	地域の実情と科学的な検討が反映された改正とは言い難く、特にバードストライクに関しては、1,000～2,000kWでも発生するとの事である。そのため改正に反対するとともに、再生可能エネルギーに対する環境影響評価のより厳しい適用・審査を求める。	1件	同上
122	現在でもバードストライク等の問題を解決できておらず、アセス	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	対象の規模要件緩和には反対である。		
123	把握している国内の事例だけでも、1万～5万kW以下の事業でバードストライクや鳥類の営巣地放棄、渡り経路の変更等の様々な影響が出ていることから、規模要件の緩和は適切とは言い難く、容認できない。	1件	同上
124	今後環境アセスメントの手続きを経ることなく中規模風力発電施設が次々と建設されていく状況になれば、東北地方などのイヌワシの生息環境は大きく損なわれる。風力発電施設の規模の大小に関わらず環境影響評価法に定める生息状況調査を予定地域において適正に実施し、その調査結果に基づいて風力発電施設が生息環境に及ぼす影響を適正に予測・評価することが希少猛禽類の生息環境を保全するためには不可欠である。	1件	同上
125	野鳥保護のためには現行通りの環境影響評価の仕組みが今後とも継続され運用される必要があると考える。	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
126	<p>この度の風力発電事業に係る規模要件の緩和に向けた改訂方針は、経済最優先で産業の立地基盤を拡大・推進しようとする意図が顕示されたもので、自然環境との共存を是とする環境省指針にはそぐわない拙速な内容と言わざるを得ない。規模の小さな発電施設(発電用風車)を促進・増設させ、野鳥やコウモリ類への悪影響を助長することが懸念されることから、本政令案には強く反対する。</p> <p>公的アセスの実施は事業者が立地地域に果たすべき最低限の責任であり、風力発電事業が条例アセスの対象になることを強く望むものである。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」について、環境影響評価手続を義務付けること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としています。環境影響評価法の目的には、再生可能エネルギーの促進の観点が入っていないため、今般の風力発電所に係る規模要件の検討においては、再生可能エネルギーの導入促進の観点からの必要性ではなく、あくまで法の目的に照らし、風力発電所に係る環境の保全の観点から、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討したものです。</p> <p>また、環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいと風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
127	将来の電源需要や基幹電源の中での再生可能エネルギーの割合等	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>の観点からの説明がないこと、現状で第二種事業以下の規模であってもバードストライク等の環境影響が多く発生していることから、規模要件の緩和には反対である。</p>		
128	<p>鳥類の渡りの経路での風力発電施設の建設は規模の大小に関わらず、原則禁止すべきである。規模要件が引き上げられれば、計画・実施プロセスの外部からのチェックも困難となり、影響も大きくなるため、規模要件の引き上げには反対である。風力発電事業を原則禁止とする立地要件も加えるべきである。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について、事業者に対して事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価手続きを実施することを義務付けることにより、事業に係る環境への影響について事業者自ら環境への影響について適正に調査・予測・評価を行うとともに、事業者が実行可能な範囲で環境保全のための措置を検討することで事業に係る環境影響を可能な限り回避、低減し、より環境に配慮した事業計画にすることを目的とするものです。</p> <p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価の</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
129	<p>バードストライクについて、風力発電所は、主に山の尾根に設置すること、構造上バードストライクが避けられないことなど、個別の問題が多い。バードストライクについては、通常の調査とは別に追加で調査するべき。</p>	1 件	<p>あり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が 119 件、手続き中が 302 件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5 万 kW 以上、第二種事業について、3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、地域における合意形成に対する配慮が肝要であり、事業が進まないリスクを未然回避するよう、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努める観点から、現行制度の運用面においても所要の措置を講じることが必要と認識しています。事後調査については、事業者は環境影響評価法に基づき環境影響評価書に記載した必要な事後調査を実施するとともに事後調査により判明した環境状況に応じて講ずる環境保全措置等について報告書を作成し公表することが義務付けられています。「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会 報告書」にも記載があるとおり、引き続き、事後調査の強化とその成果の活用に取り組んでまいります。</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生態系と景観に関する意見 2件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
130	改正には反対である。むしろ規制を強化し、自然や景観、地方のコミュニティを守ってほしい。	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
131	規模要件の緩和は、住民の同意や景観、伐採による環境への影響等を考慮する必要がなくなり乱開発を招くため、反対である。	1件	同上

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生態系と生活環境に関する意見 6件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
132	<p>風力発電所建設による環境影響は規模のみではなく、多様な地域特性によるため、現行の規模要件の見直しをすべきではない。自然・社会環境の劣化に繋がる誤った改正案である。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
133	再生エネルギーは国土の生態系を乱し、住民に脅威すら与えていることから、規模要件の緩和には反対する。	1件	同上
134	再生可能エネルギーは国土の生態系を乱し、住民の健康な生活を脅かす自然破壊エネルギーと思え	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	る状態になっていることから、規模要件の緩和には反対である。		
135	自然環境と人々の生活を守るためには、規模要件を緩和するのではなく、これまで以上に厳しくする必要がある。再生可能エネルギーは大切ではあるが、不必要な建設により環境が破壊されている事実もあることから、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
136	事業者に一方的な利益があり、健康被害や環境破壊に苦しむ住民には一方的な不利益となる。むしろ規制強化が求められる中で、規模要件の緩和は到底認められない。	1件	同上
137	環境影響評価を経た風力発電施設であっても低周波による健康被害に苦しんでいる人がおり、また、山頂の森が失われることは大型動物の住処を奪うことである。このような点から、丁寧なアセスが不可欠であり、規模要件の緩和には反対である。	1件	環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象とな

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>って以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、風力発電施設から発生する低周波音等と健康影響については、現時点では明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、風力発電施設から発生する騒音等については、環境省では有識者検討会での議論を経て、平成29年に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を取りまとめて公表し、施設の設置事業者や運用事業者、地方自治体に活用いただいているところです。</p> <p>・風力発電施設から発生する騒音について http://www.env.go.jp/air/noise/wpg.html</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生態系と災害への懸念に関する意見 7件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
138	<p>風力発電は太陽光発電と同様に大規模な山林開発を伴い、豪雨による災害の原因となることを危惧している。自然破壊を伴う再生可能エネルギー政策は将来に禍根を残すことになるため、規制緩和には反対である。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
139	この改正は自然破壊や治水劣化に繋がる巨大な風力発電施設の建設を促進することに繋がるため、規制の緩和には反対する。風力発電施設により生じる影響は多様であり、目に見えず測定の基準がない影響は残る。日本	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>の風土・環境では安定した電力を発生させることができないとされていることから、地方の人口が少ない地域を食い散らかすためとしか思えないこの改正には反対する。</p>		
140	<p>風力発電は立地的な直接的影響の他に、人々の生活や野生生物に悪影響を及ぼし、土砂災害を誘因することにもつながる。再生可能エネルギー活用は二酸化炭素量の抑制効果のみであり、人間生活に必要な環境に対してはマイナス面が遥かに大きいことから、規模要件を緩和するのではなく、さらに厳しくすべきである。</p>	1件	同上
141	<p>風力発電施設建設は山や水源地にまで影響を及ぼす大開発事業であり、土砂崩れ・倒壊等の事故、生態系への影響が報告されている中で、規制緩和が必要だという根拠がないことから、再考してほしい。</p>	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
142	<p>現行の制度でも自然が破壊され、貴重な地域の生態系が破壊されているという状況の中で規制緩和する理由は考えられない。河川源流部の急峻な山地の尾根上に風車群が建設されれば、土砂崩れの発生も避けられないため、改正案に強く反対する。</p>	1件	同上
143	<p>容易く風力発電事業が進むことで、さらなる自然破壊・土砂災害・獣害の発生の恐れがあることは明白であることから、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	同上
144	<p>現行の規模要件でも様々な災害が生活に影響を与えている状況であり、規模要件緩和により施設の大型化が進めば、自然破壊が顕著になる恐れがあるため、改正には反対である。</p>	1件	同上

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生態系、鳥類、災害への懸念に関する意見 3件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
145	<p>風力発電施設の増加によりバードストライクの危険性が増大し、環境改変による災害発生が危惧されることから、改正には反対である。</p>	2件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブリティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
146	<p>規制緩和により風力発電施設が増加すれば、バードストライクが発生や鳥類の生息地放棄等により生態系は壊滅状態となり、建設用林道の造成により自然林が破壊されるとともに、災害リスクも高まるため、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	同上

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生態系、景観、生活環境、災害への懸念に関する意見 1件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
147	<p>風力発電施設のデメリットとして、地域が賛成・反対に分断されてしまうという点がある。今般の改正はこれを助長するうえ、山頂・河川の源流付近における大規模な森林破壊、それにもなう生態系破壊、景観の変貌（航空障害等の光害含む）を拡大させ、盛土場の造成は土砂災害や、水質汚濁による農林水産業への被害の発生の可能性が高くなると考えられる。よって、国民の安全安心の保障、長期的な視点から見た国益のためにも、この改正には反対である。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生態系、景観、生活環境、累積影響に関する意見 1件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
148	低周波音による健康被害、景観阻害、生態系の破壊等、風力発電による影響が全国で激増しており、規模要件が緩和されればさらに累積的影響が生じる。	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブリティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、風力発電施設から発生する低周波音等と健康影響については、現時点では明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、風力発電施設から発生する騒音等については、環境省では有識者検討会での議論を経て、平成29年に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を取りまとめて公表し、施設の設定事業者や運用事業者、地方自治体に活用いただいているところです。</p> <p>・風力発電施設から発生する騒音について http://www.env.go.jp/air/noise/wpg.html</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、鳥類と景観に関する意見 2件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
149	鳥類をはじめとした自然環境や風景に影響が生じるため、規模要件の改正に強く反対である。	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブリティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
150	一部改正が施行されると小規模のアセス無し計画が林立し、渡り鳥や鳥類のRDB種が生息しづらくなる恐れがある。また、眺望が悪くなる恐れがある。	1件	同上

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、鳥類と累積影響に関する意見 1件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
151	<p>風力発電施設の存在が渡り鳥の行動範囲を制約したり、渡りのコースの攪乱に繋がったりする要因となることが知られている。従って行動範囲の広いこのような渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には事前の詳細な生息状況調査が不可欠であり、その際に複数の風力発電施設による「累積的影響」を適切に評価することも必要となる。しかし今回の政令(案)により環境アセスメントの手続きを経ることなく中規模程度の風力発電施設が各地で次々に設置されていく状況になれば、渡り鳥の生息環境やルート攪乱、大型猛禽類のバードストライク事故発生の危険性が非常に高くなる。風力発電施設の規模の大小に関わらず環境影響評価法に定める生息状況調査を予定地域において適正に実施し、その調査結果に基づいて風力発電施設が生息環境に及ぼす影響を適正に</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>予測・評価することがこれらの渡り鳥の生息環境を保全するためには不可欠である。</p>		<p>取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、御指摘のとおり、風力発電事業に限らず、同区域において複数事業が実施された場合、複合的な影響や累積的影響が懸念されます。この点、当該事業を実施する事業者がこれらの環境影響が懸念される場合には、調査・予測・評価を行うべきである点、環境影響評価法による環境大臣意見を発出し、事業者による取組を促しているところです。</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、景観に関する意見 3件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
152	<p>既に見渡すところ風車だらけという地域があり、規模要件の緩和は風景から得られる心の安らぎをさらに奪うことになる恐れがある。環境省は厳然な環境保全を行うべきである。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
153	景観破壊の拡大につながりかねないため、改正案は断じて拒否する。	1件	同上
154	単なる鉄塔ではなく、巨大なブレードが回転する産業機械の見え方を、正しく評価すべきである。景観はその土地にとって	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	唯一無二の財産であり、地域の生活景観への配慮が適正になされるべきである。		

模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生活環境に関する意見 3件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
155	<p>既設の風力発電所の近くに住んでいる住民が健康被害を訴えているところ、規模要件が5万kW以上になるとのことで、健康被害を訴える人が増えるのではないかと不安を感じる。</p>	2件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続終了が119件、手続中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
156	<p>風力発電は自然環境に与える影響が特に大きく、2,000kWであっても、1～3kmの範囲で睡眠障害やアノイアンスを引き起こしていることは環境省の調査によっても明らかにされている。国民の健康と安全を守るためにこのことを特に重視し、環境影響評価は従来通り1万kw以上を第一種事業とし、風車の高さの2倍の範囲を特に著しい影響がある</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>範囲、約 3km を強い影響が及ぶ範囲、約 20km を景観に影響が及ぶ範囲とするべきである。</p>		<p>した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5 万 kW 以上、第二種事業について、3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に資することが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和 4 年度に結論を得ることとされており、環境省・経済</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、風力発電施設から発生する騒音等については、環境省ではわずらわしさ（アノイアンス）や睡眠影響等に着目して、有識者検討会での議論を経て、平成29年に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を取りまとめて公表し、施設の設置事業者や運用事業者、地方自治体に活用いただいているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設から発生する騒音について http://www.env.go.jp/air/noise/wpg.html

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生活環境、アセス逃れ誘発に関する意見 2件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
157	<p>現行の規模でも生活が脅かされると感じており、規模要件の緩和には反対である。むしろより厳しくし、アセス逃れもなくすべきである。</p>	1件	<p>現行の環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>法に基づき環境影響評価手続きを実施すべき一連性のある事業について、分割して環境影響評価手続きを実施しないことは、環境影響評価法及び電気事業法に違反することとなり違法な行為です。</p> <p>法の規模要件を引き上げた場合、環境影響評価法の対象規模以下となるように事業を分割する等いわゆる「アセス逃れ」をする事業者がでてくること懸念されることから、いわゆる「アセス逃れ」の防止のための措置が必要であると認識しています。</p> <p>このような観点も踏まえ、環境省及び経済産業省は、有識者による検討会を本年6月から7月にかけて開催し、地域と共生した再生可能エネルギー導入のために、環境への適正な配慮がなされるよう、法に基づく環境影響評価の対象となるべき事業の考え方について、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について（案）」として取りまとめ、令和3年7月30日（金）から同年8月30日（月）までの間、パブリックコメントを実施し、9月28日（火）に結果を公表しました。</p>
158	<p>地域の自然・生物多様性保全への自然再生エネルギー開発総合計画が無い状態での小規模開発へのアセス不実施は、小規模開発の乱立あるいは大規模開発の分割計画を誘引し、地域の生物多様性を損なう恐れが極めて大きいことから、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	同上

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、生活環境、災害への懸念に関する意見 2件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
159	<p>風力発電事業により土砂災害の増大や低周波問題が認められており、さらなる人的被害の発生が懸念されることから、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、風力発電施設から発生する低周波音等と健康影響については、現時点では明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、風力発電施設から発生する騒音等については、環境省では有識者検討会での議論を経て、平成29年に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を取りまとめて公表し、施設を設置事業者や運用事業者、地方自治体に活用いただいているところです。</p> <p>・風力発電施設から発生する騒音について http://www.env.go.jp/air/noise/wpg.html</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
160	<p>改正する正当な理由がなく、科学的根拠が薄いにもかかわらず強引に押し進められているように見える。国民の健康と国土保全の観点から規模要件の緩和には反対する。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、災害への懸念に関する意見 5件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
161	<p>全国的に工事等で発生した残土を処分するための土地が不足しており、規模に関わらず、残土を山中に処分せざるを得ない。</p> <p>これにより発生する盛土は、地球温暖化により豪雨が激しくなることを考えると住民にとって脅威である。</p> <p>盛土や気候変動による災害の視点が欠落していることから、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
162	風力発電の5万kw以上への規制緩和は乱開発を招き、残土処理、盛土による土石流の発生等の災害を誘発するおそれがあるため反対である。	1件	同上
163	最近では過去になかったような豪雨・豪雪等が増加しており、土砂災害が頻発している。風力発電事業の増加はより甚大な災害を招く可能性があることから、より厳しい基準を設けるべきで	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	あり、規模要件の緩和はこれと逆行している。		
164	自然災害が甚大化・多発する中で、風力発電施設の建設が野放しの状態となり、環境に与える影響が懸念されることから改正には反対である。規模要件緩和に関する検証も十分ではない。	1件	同上
165	最近は過去になかったような豪雨・豪雪等が増加しており、土砂災害が頻発している。風力発電事業の増加はより甚大な災害を招く可能性があることから、より厳しい基準を設けるべきであり、規模要件の緩和はこれと逆行している。	1件	同上

規模要件の改正のうち、3.75kW未満も環境影響、累積影響に関する意見 6件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
166	<p>規模要件の引き上げにより環境影響評価が行われずに風力発電所が乱立すると考えられ、個々の発電所による負の影響、多数乱立による累積的影響が懸念されることから、改正には反対する。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実に努めることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
167	風力発電の建設数が増加するにしたがって、累積的影響が生じる。アセスはむしろ厳格化すべきであり、規模要件の緩和はこれと逆行している。	1件	同上
168	累積的影響についての視点が欠如している。新設計画の規模要件だけで判断するのではなく、隣接する既設の施設の規模を含めて累積的影響を評価しな	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>ければならない。特に、県境に計画がある場合や政令市の場合、広域を俯瞰した判断ができない。</p>		
169	<p>風力発電の建設数が増加するにしたがって、累積的影響が生じる。アセスはむしろ厳格化すべきであり、規模要件の緩和はこれと逆行している。</p>	1件	同上
170	<p>複数の 3.75 万 kW 未満の事業計画の建設予定地が隣接、あるいは重複し、累積的には 5 万 kW 以上の第一種事業に匹敵するような場合は、少なくとも条例アセスの対象とすべきである。また、3.75 万 kW 未満の事業計画、3.75 万 kW-5 万 kW 未満の第二種事業計画、5 万 kW 以上の第一種事業計画の建設予定地が隣接、あるいは重複した場合に、条例アセスと法令アセスが混在する状況となり、それぞれ手続き先が異なるが統一した審査を行うべきである。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について、事業者に対して事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価手続きを実施することを義務付けることにより、事業に係る環境への影響について事業者自ら環境への影響について適正に調査・予測・評価を行うとともに、事業者が実行可能な範囲で環境保全のための措置を検討することで事業に係る環境影響を可能な限り回避、低減し、より環境に配慮した事業計画にすることを目的とするものです。このため、法に基づき環境影響評価手続きを行う単位は、一連性が認められる事業となっています。</p> <p>現行の環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が 119 件、手続き中が 302 件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このた</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>め、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
171	<p>地域における総量規制がない中では、個々の事業においては問題がなくとも、複数事業による複合的な影響や累積的な影響が考えられ、これに関する評価が行えないようなルールとなっていることから、規模要件の緩和には反対である。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、御指摘のとおり、風力発電事業に限らず、同区域において複数事業が実施された場合、複合的な影響や累積的影響が懸念されます。この点、当該事業を実施する事業者がこれらの環境影響が懸念される場合には、調査・予測・評価を行うべきである点、環境影響評価法による環境大臣意見を発出し、事業者による取組を促しているところです。</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響、地域コミュニケーションに関する意見 17件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
172	<p>風力発電施設を対象とした条例を持たない地域では、地域住民が建設に反対する術がないのが現状であり、大きな不安を持つ住民が多数いる。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
173	住民が知らないまま、多くの風力発電事業が進められ、自然や景観が失われることから、改正案には反対である。	1件	同上
174	近隣で実施されている風力発電所の環境アセスメントでは、事業者から住民に対する説明が全くなく、一部の自治体の役員のみが知っているという状況で配慮書への意見書の提出期限が過ぎてしまった。風力発電の計画地は過疎化・高齢化が進んで	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>いる地域が多く、SNS の情報もなく交通手段のない人たちが配慮書をどのように読むのか理解しがたく、分断の原因となっている。更に規制が緩和されれば、環境や地域住民に対しての配慮不足となるのは明らかである。環境アセスメントを緩和するのではなく、現状よりも厳しくしてほしい。</p>		
175	<p>条例アセスがない地域では、改正により多くの風力発電施設を自由に設置できるようになってしまう。住民への情報も限定され、意見表明の機会も失われるのではないか。</p>	1 件	同上
176	<p>現行の環境影響評価においては、市民への告知が不十分であり、意見への事業者の回答もマニュアル通りという印象で誠意や熱意が感じられない。説明会もその場をやり過ごすという姿勢である。今回の改正によって、事業者の儲け主義に拍車がかか</p>	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	ることが危惧される。このような状況から、規制を厳しくすることはあっても、緩和することはない。		
177	この改正により、環境への適正な配慮と丁寧な対話プロセスが実施されなくなることが懸念される。	1件	同上
178	改正により法の対象外となる事業について、住民が情報を得ることが出来ないまま事業が進められ、住環境や地域の自然が損なわれることに対して意見すら示すことが出来ない事態となるため、改正には反対である。	1件	同上
179	規模要件の緩和には反対である。地域特性を重視すべきである。住民の合意もなく事業が進められる現行の制度こそ改正すべきである。	1件	同上
180	改正案は一方的に事業者を利用のみであり、反対である。事業者と地元住民とのコミュニケーションをしっかりと進めるべ	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	きである。		
181	第一種事業の規模要件が5万kw以上に、第二種事業の規模要件が3.75万kw以上5万kw未満となれば、現状の倍以上の規模の風車が住民の了解なしに建てられることになることから、改正には反対である。	1件	同上
182	現在、住民にとって唯一の事業者との対話の場であり、正しく事業が行われるか確認の場となっている環境アセスメント手続きの要件が緩和されると、これまで法アセスで扱われていた多くの案件は、条例アセスとなるが、全ての都道府県が条例を持っているわけではなく、地域の貴重な自然を開発地とした計画が何のチェックもなされず、説明機会も設けられず進められていくことになってしまうことのだろうか。	1件	同上
183	風力発電には地域固有の問題点が発生する特性があり、現在	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>の環境アセスメント制度では評価として見落とされている事象が存在している。その中で地元と事業者の意思疎通が円滑に進んでいない事例が多々ある。</p>		
184	<p>・風力発電所は5万kW未満の規模でも住民とのトラブルが多発しているため、現行の枠組みの中でのトラブル防止の努力が必要である。</p>	1件	同上
185	<p>アセスの期間を短くすることは、住民や専門家の意見を十分に取り入れないことになるため、規模要件の緩和には反対である。現状でも住民や環境審議会委員の意見を無視して建設されてしまっている状況である。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいと風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
186	環境影響評価の実施期間の短縮により、十分な自然環境影響	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	調査や評価もないまま大型人工物の建設が進み、里山、里海を住民から奪う結果になる恐れがあることから、現行の規模要件を見直すべきではない。		
187	風力発電事業による健康被害や環境破壊に苦しむ住民や地域を無視しており、改正する合理的な理由が見出せないことから、改正には反対である。	1件	同上
188	現行の法アセスでさえも、事業者、地域住民、都道府県、国との間での議論に必要な十分な機会がなく、情報公開・説明機会が十分でないまま建設が進み、トラブルが発生している。さらなる地域トラブルの増大をもたらすことになるため、規模要件の緩和には反対である。事業者は、事業を分割することでアセス手続きなしで済ませようとするおそれがある。また、今回早急に規模要件を引き上げる必要性について理由が説明されていない。	1件	<p>本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>法に基づき環境影響評価手続きを実施すべき一連性のある事業について、分割して環境影響評価手続きを実施しないことは、環境影響評価法及び電気事業法に違反することとなり違法な行為です。</p> <p>法の規模要件を引き上げた場合、環境影響評価法の対象規模以下となるように事業を分割する等いわゆる「アセス逃れ」をする事業者がでてくることが懸念されることから、いわゆる「アセス逃れ」の防止のための措置が必要であると認識しています。</p> <p>このような観点も踏まえ、環境省及び経済産業省は、有識者による検討会を本年6月から7月にかけて開催し、地域と共生した再生可能エネルギー導入のために、環境への適正な配慮がなされるよう、法に基づく環境影響評価の対象となるべき事業の考え方について、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について(案)」として取りまとめ、令和3年7月30日(金)から同年8月30日(月)までの間、パブリックコメントを実施し、9月28日(火)に公表しました。</p>

規模要件の改正のうち、3.75万kW未満も環境影響（その他の懸念）に関する意見 33件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
189	風力発電に関する規模要件の規制緩和に反対である。	14件	<p>現行の環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
190	<p>移行期間の間に条例アセスが整備されなければ、要件に満たない事業は野放しとなる。現時点で風力発電が条例アセスの対象となっていない自治体もある。37,500kw以下の事業は公的な環境アセスメントが行われなくなるため、立地によっては大きな環境影響が生じる可能性がある。これらのことから、改正には反対する。</p>	1件	同上
191	風力発電事業は規模の大小に	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>関わらず立地によって環境影響が懸念され、これまでも5万kW未満の事業に対しても厳しい環境大臣意見が示されてきた中で、安易な規模要件の引き上げには反対である。</p>		
192	<p>小規模の風力発電所でも、設置場所によっては環境への影響が大きいため、改正案には反対である。</p>	1件	同上
193	<p>環境への大きな悪影響が懸念されることから、規模要件の緩和には反対する。</p>	1件	同上
194	<p>開発事業による重大な環境影響を防止するのが環境影響評価制度である。規模要件を厳しくして環境保全を図るならまだしも、緩和して野放しにするのは言語道断である。よって、規模要件の緩和には反対する。</p>	1件	同上
195	<p>風力発電施設は、発電容量の多少に関わらず、その立地や工事過程において多大な影響が起りうるということが分かっているこ</p>	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	とから、政府が責任をもって監督する必要があり、規制の緩和には反対である。		
196	環境影響評価が行われない風力発電事業が増えるため、規模要件の緩和には反対である。風車は多様な影響を及ぼすがそのチェックが一層甘くなる改正案である。	1件	同上
197	風力発電による環境影響は規模ではなく立地選定によることから、規模要件の見直しをすべきではない。	1件	同上
198	ゾーニングに関する保障がないまま、アセス法の規模要件緩和が先行することは認められない。	1件	同上
199	どのような規模の発電機であれ、環境への影響はあるのが当然であり、設置場所の状況は個々に異なることから、規模要件は緩和せずに、現行法通りとすべきである。	1件	同上
200	風力発電施設による環境負荷	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	が過小評価されている。今後ますます巨大化、重量化する風車を山の上に建てれば、平地とは比べ物にならない環境影響がある。改正には強く反対する。		
201	この改正により 1 万 kW 以上 3.75 万 kW 未満の事業は第二種事業にも含まれなくなり、環境の軽視につながることから、規模要件の緩和には反対である。	1 件	同上
202	環境破壊がこれ以上進まないことを願っており、風力発電事業における環境影響評価の規模要件緩和には反対である。	1 件	同上
203	規模要件の緩和により事業者のやりたい放題になりかねないことから、改正には反対である。	1 件	同上
204	丁寧な環境評価がされなくなるため、改正には反対である。	1 件	同上
205	再生可能エネルギーの最大限の導入を円滑に進めるために環境影響評価制度の重要性が高まっているとされており、環境影響評価対象を縮小するようなこ	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	とは考えられていないことから、規模要件の改正には反対である。		
206	そもそも、面的事業の100haが大きすぎ、アセス法を若干は補完する県条例でも足りず、市町村が独自の条例等での対応を余儀なくされている現状がある。自然災害が激甚化していることを考えても、要件緩和をしてはならない。	1件	同上
207	規模要件の引き上げには反対する。規模の大小に関わらず、風力発電の建設を原則禁止とする立地要件も加えるべきである。	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について、事業者に対して事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価手続きを実施することを義務付けることにより、事業に係る環境への影響について事業者自ら環境への影響について適正に調査・予測・評価を行うとともに、事業者が実行可能な範囲で環境保全のための措置を検討することで事業に係る環境影響を可能な限り回避、低減し、より環境に配慮した事業計画にすることを目的とするものです。</p> <p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続きを義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件とな</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>っており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
208	<p>規模要件の緩和には反対である。理由として、全体からすれば僅かな発電能力の数値的増大のために環境影響を評価しないのは、環境省の責務として如何なものかという点、係争中の事案が最も多い風力発電に対し、要件の緩和を行う正統な理由が示されていないこと、要件の緩和により出所に疑いのある事業者(外資系企業等)が参入すれば、国土防衛上極めて重大な事態となること、2030年の風力発電目標は、省エネルギー技術の開発推進で裕度を持ってクリアできる程度と考えられることが挙げられる。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」について、環境影響評価手続を義務付けること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としています。環境影響評価法の目的には、再生可能エネルギーの促進の観点が入っていないため、今般の風力発電所に係る規模要件の検討においては、再生可能エネルギーの導入促進の観点からの必要性ではなく、あくまで法の目的に照らし、風力発電所に係る環境の保全の観点から、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討したものです。</p> <p>また、環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいと風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

規模要件の改正のうち、再エネ導入促進及び支障とアセス制度の関係性に関する意見 9件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
209	<p>これまでの1万kWの規模要件がどのように風力発電の導入を妨げてきて、それを5万kWに引き上げることで、どの程度、導入が進みそうかなど、将来の基幹電源の中での再生可能エネルギーの割合、電源需要をふまえて、早急に規模要件を引き上げる必要性について合理的な説明がない中で、規模要件を緩和すべきではない。</p>	6件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」について、環境影響評価手続を義務付けること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としています。環境影響評価法の目的には、再生可能エネルギーの促進の観点が入っていないため、今般の風力発電所に係る規模要件の検討においては、再生可能エネルギーの導入促進の観点からの必要性ではなく、あくまで法の目的に照らし、風力発電所に係る環境の保全の観点から、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討したものです。</p> <p>また、環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
210	<p>規模要件が1万kW以上であることが、これまでどのように日本で風力発電の導入を妨げてきたのか、または、第一種事業の規模要件を5万kW以上に引き上げることで、今後はどの程度風力発電の導入が進みそうかなど、将来の基幹電源の中の再生可能エネルギーの割合、電源需要をふまえて、今回早急に規模要件を引き上げる必要性について合理的な理由が説明されていません。そのような状況下で、拙速に規模要件を緩和すべきではないと考えます。</p>	1件	同上
211	<p>規模要件が1万kW以上であることが風力発電事業の導入にどのような支障があったのかという点についても合理的な理由が見当たらない。</p>	1件	同上
212	<p>規模要件が1万kW以上であることが風力発電の導入を妨げてきたとは考えられず、現行の環境アセスメントにおける環境保</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」について、環境影響評価手続を義務付けること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としています。環境影響評価法の目的には、再生可能エネルギーの促進の観点が入っていないため、今般の</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>全措置や事後調査の効果検証が不十分な状態であることから、規模要件は緩和すべきではない。</p>		<p>風力発電所に係る規模要件の検討においては、再生可能エネルギーの導入促進の観点からの必要性ではなく、あくまで法の目的に照らし、風力発電所に係る環境の保全の観点から、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討したものです。</p> <p>また、環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいと風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、地域における合意形成に対する配慮が肝要であり、事業が進まないリスクを未然回避するよう、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実の観点から、現行制度の運用面においても所要の措置を講じることが必要と認識しています。事後調査については、事業者は環境影響評価法に基づき環境影響評価書に記載した必要な事後調</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>査を実施するとともに事後調査により判明した環境状況に応じて講ずる環境保全措置等について報告書を作成し公表することが義務付けられています。「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会 報告書」にも記載があるとおり、引き続き、事後調査の強化とその成果の活用に取り組んでまいります。</p>

規模要件の改正のうち、立地の考慮に関する意見 3件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
213	<p>規模要件の引き上げには反対である。規模要件を引き上げるのであれば、規模要件の他に、立地に関連した規制を設けるべきである。1) 国立公園や国定公園、2) 鳥類を基準に登録されたラムサール条約湿地、3) これらの周辺エリアでは、鳥類への影響が大きいことから、規模に関わらず原則的にアセスの対象とすべきである。</p>	2件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について、事業者に対して事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価手続きを実施することを義務付けることにより、事業に係る環境への影響について事業者自ら環境への影響について適正に調査・予測・評価を行うとともに、事業者が実行可能な範囲で環境保全のための措置を検討することで事業に係る環境影響を可能な限り回避、低減し、より環境に配慮した事業計画にすることを目的とするものです。</p> <p>現行の環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいためとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
214	鳥類センシティブリティマップの注意喚起レベルメッシュ内での建設計画や植生自然度9,10にあたる場所の環境改変を伴う計	1件	<p>現行の環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>画、および IBA や KBA サイト、EAAFP 参加地、ラムサール条約登録湿地、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区を含むあるいはその隣接地での建設計画のうち 1 万 kw 規模以上の計画に対しては、法アセスの対象とすべきである。</p>		<p>の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が 119 件、手続き中が 302 件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5 万 kW 以上、第二種事業について、3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース(EADAS)を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p>

規模要件の改正のうち、第二種事業の定め方に関する意見 1件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
215	<p>環境影響評価法第2条に基づき、施行令第6条で第一種事業の規模の0.75倍が第二種事業とされているが、その例にならうというのは根拠が曖昧であり、国民を納得させえないことから、規模要件の改正には反対である。第一種事業の規模の0.75倍以上のどの値にするか明確な根拠を示すべきである。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、環境影響評価法第2条第3項においては、第二種事業については、行政裁量の幅を明確にするために「第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を第4条第1項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるもの」とされており、環境影響評価法施行令第6条において、当該政令で定める数値については、0.75と規定されています。風力発電所についても、他の事業との公平性の観点から、他の事業と同じく、第二種事業の規模要件については、第一種事業の規模要件に当該政令で定める数値の0.75の比</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>を乗じた規模とすることが適切と考えています。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいためとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

規模要件の改正のうち、アセス逃れ誘発に関する意見 18 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
216	<p>風力発電施設の出力規模について、事業者が定格出力×基数で計算し届け出を行い、これに基づいて法アセスの対象となるか判定されてきた。しかし、実際よりも抑制した出力規模で届け出る事業者も見られるようになっており、施行令の一部改正が行われれば、このような手法による「アセス逃れ」の頻発が予想される。</p>	9 件	<p>環境影響評価法は、環境影響評価手続きの結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており、発電所であれば、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 47 条、第 48 条における工事計画の認可・届出においてその審査が行われます。電気事業法は、対象施設の届出の要否を、総出力（kW）で区分しているため、電気事業法との整合性の観点、また、事業者及び行政当局が環境影響評価法の対象事業か否かを判断する上での簡便性の観点から、発電所に関する規模要件は、総出力（kW）を指標としています。</p> <p>引き続き、必要な環境影響評価が適正に実施されることを確保できるよう、法の適正な運用に努めてまいります。</p>
217	<p>規模要件を設けても事業をそれ以下に小分けにして大規模な風力発電所が建設される可能性がある。規模要件の変更は撤回すべきである。</p>	1 件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が 119 件、手続き中が 302 件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5 万 kW 以上、</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が大きいためとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」(令和3年6月閣議決定)において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>法に基づき環境影響評価手続きを実施すべき一連性のある事業について、分割して環境影響評価手続きを実施しないことは、環境影響評価法及び電気事業法に違反することとなり違法な行為です。</p> <p>法の規模要件を引き上げた場合、環境影響評価法の対象規模以下となるように事業を分割する等いわゆる「アセス逃れ」をする事業者がでてくること懸念されることから、いわゆる「アセス逃れ」の防止のための措置が必要であると認識しています。</p> <p>このような観点も踏まえ、環境省及び経済産業省は、有識者による検討会を本年6月から7月にかけて開催し、地域と共生した再生可能エネルギー導入のために、環境への適正な配慮がなされるよう、法に基づく環境影響評価の対象となるべき事業の考え方について、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について（案）」として取りまとめ、令和3年7月30日（金）から同年8月30日（月）までの間、パブリックコメントを実施し、9月28日（火）に公表しました。</p>
218	<p>風車 1 基あたりの規模は数百～数千 kW であり、意図的に事業を分割して第二種事業や条例アセスの案件としてしまうことが可能になってしまうため、現行の要件のままとするか、各事業間の距離を規制するなど、何らかの措置が必要である。</p>	1 件	同上
219	<p>同一企業が提携する会社を変えて別事業として申請するアセ</p>	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>ス逃れが起きており、規模要件の緩和によりこれが助長される恐れがある。アセス逃れを防ぐような規制が必要である。</p>		
220	<p>別の会社が建設することにより事業を分けることでアセス対象にならない規模として事業が行われることが現状でもあり、規模要件が緩和されれば里山の生物多様性がさらに破壊されることから、規模要件の緩和には反対である。</p>	1 件	同上
221	<p>規模要件が緩和されることで、アセス要件に僅かに達しない規模の事業計画とされたり、事業を二つに分ける等の手段がとられ、住民の合意を得ずに事業を進める事業者が出てくることが懸念されるため、規模要件の緩和には反対である。</p>	1 件	同上
222	<p>要件の緩和により、規模が大きな施設も分割することでアセス不要にするといった、「アセス逃れ」のような手法が可能にな</p>	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	り、結果として環境への影響にあまり考慮されないまま大規模な施設が建設される恐れがある。		
223	事業を分割してアセス逃れを図ろうとする事業者が現れることが容易に想像でき、住民との合意形成がますます軽視されることから、改正には反対である。トラブル増加により再エネ普及に対する悪影響も懸念される。	1件	同上
224	規模要件が緩和されるとアセス逃れが多くなることが懸念される。自治体ではマンパワー面で手に負えず審査がおろそかになり地元とトラブルが発生することが大いに考えられる。	1件	同上
225	いくつかの事業者が、数値が小さな事業計画を分割立地してしまえば、地域住民として、環境保全の確保についての意見を述べる機会が失われがちになる。規模要件の緩和には反対である。より厳しくすべきである。	1件	同上

2 経過措置に係る意見（計 34 件）

経過措置のうち、移行期間の長さに係る意見 7 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
226	1 年間で都道府県、市町村が条例を整備できるとは思えない。	1 件	<p>本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>都道府県・環境影響評価法政令市の条例の検討・整備の期間については、環境省による風力発電所を現在対象としていないこれら自治体への聞き取り結果においては、概ね半年から1年間の期間を要するとの回答があったことを踏まえ、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するために要する期間を公布</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			から約1年程度の期間と見込み、所要の経過措置を設けることとしたものです。
227	<p>条例による適切な手当てが講じられるまでの間の1年間が移行期間とされているが、自治体の条例改正を強制するような地方自治破壊の方針であり反対である。条例が改正されるまでは法対象とみなすような、緻密な法施行の経過措置を示すべきである。</p>	1件	同上
228	<p>自治体の条例アセスの整備に要する時間を考慮し、少なくとも1年以上の経過措置をもって施行日を設定すべきである。</p>	1件	同上
229	<p>パブリックコメント終了から施行日まで2か月もなく、各自治体が検討に必要な時間が確保されていない。検討会の報告内容を尊重し、施行日を変更すべき。</p>	1件	同上
230	<p>経過措置を経ても、条例でのアセスメントに対応できない都道府県があると想定される。そのような県では、国が代行する制度設計にするべきではないか。示されているスケジュールで実行できるか</p>	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	大いに疑問である。		
231	最低限、47 都道府県全てに風力発電に関する条例が整備されてから、本施行令を施行すべきである。	1 件	<p>本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、都道府県・環境影響評価法政令市の条例の検討・整備の期間については、環境省による風力発電所を現在対象としていないこれら自治体への聞き取り結果においては、概ね半年から1年間の期間を要するとの回答があったことを踏まえ、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するために要する期間を公布から約1年程度の期間と見込み、所要の経過措置を設けることとしたものです。</p>
232	参考資料とされたあり方検討会の資料では「より幅広いスクリーニングの導入」も提言されていることから、経過措置として時限的に整備される、7,500kW～50,000kW	1 件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>の経済産業大臣の判定については、永続化すべきであり、本施行令別表第一の改正に併せ、施行令第六条の規定にも「ただし別表第一の五の項ワ及びカに掲げる事業については0.15とする。」規定を追加する改正としてはどうか。</p>		<p>評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、環境影響評価法第2条第3項においては、第二種事業については、行政裁量の幅を明確にするために「第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を第4条第1項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるもの」とされており、環境影響評価法施行令第6条において、当該政令で定める数値については、0.75と規定されています。風力発電所についても、他の事業との公平性の観点から、他の事業と同じく、第二種事業の規模要件については、第一種事業の規模要件に当該政令で定める数値の0.75の比を乗じた規模とすることが適切と考えています。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

経過措置のうち、施行日前に法手続き開始済みの事業の取扱いに関する意見 4件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
233	経過措置の「手続き開始」の定義を明らかにすべき。	1件	経過措置において「手続き開始済み」として規定が適用されるのは、法第3条の4第1項の規定に基づく配慮書及びこれを要約した書類の公表、法第4条第1項の規定に基づく届出又は第4条第6項の規定による通知を実施したものです。
234	経過措置におけるアセス開始済み事業について、配慮書の大見意見において重大な影響が懸念される影響項目以外は非選定もしくは簡易な手法を採用できるなど、メリハリのある環境影響評価について明記してほしい。経過措置に限らず風力アセス全体にかかる課題であるが、経過措置においてもその方針を明示してほしい。	1件	環境影響評価法においては、事業者自らの判断により立地特性や事業特性に応じた環境影響評価の実施が可能となっています。風力発電所の円滑な立地の促進のためには、地域における合意形成に対する配慮が肝要であり、事業が進まないリスクを未然回避するよう、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実の観点から、現行制度の運用面においても所要の措置を講じることが必要と認識しています。「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会 報告書」にも記載があるとおり、引き続き、さらなるスコーピング機能の強化により、合理的な環境影響評価を推進していきます。
235	環境影響評価手続実施中の事業については、経過措置として継続して法アセス手続を行うこととされているが、悪意のある事業者は、一旦手続を廃止し、直ちに内容が同一の新規事業として「法アセス手続を開始していない事業の取扱い」を受けることが想定される。そのため、経過措置の判定の際には、このような事業は裁量	1件	経過措置において、施行日前に環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を開始済みの事業については、なお従前の例により、継続して法の環境影響評価手続を行うことが必要です。御指摘のように、施行日前に法に基づく環境影響評価手続を開始済みの事業について、事業を実施しないこととしていないにもかかわらず、実施しようとする事業を実施しないこととして公告することは虚偽であり、法に反する手続になります。

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	の余地なく手続きを要すると判定する旨の明示が必要である。		
236	<p>施行日前に法アセス手続を開始済み事業について廃止し、移行期間終了後に新たに事業をはじめる場合の措置が示されていないため、「過去において、一旦環境影響評価手続に入った地域における事業は、事業者が変わっても環境影響評価手続が必要である。」と規定すべきである。</p>	1 件	<p>経過措置において、施行日前に環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を開始済みの事業については、なお従前の例により、継続して法の環境影響評価手続を行うことが必要です。御指摘のように、施行日前に法に基づく環境影響評価手続を開始済みの事業について、事業を実施しないこととしていないにもかかわらず、実施しようとする事業を実施しないこととして公告することは虚偽であり、法に反する手続になります。同一の事業について、その実施を他の者に引き継いだ場合においては、事業の承継に係る手続を実施し、事業を引き継いだ者において法に基づく環境影響評価手続を実施することが必要です。</p>

経過措置のうち、法アセスの要否の判定方法に関する意見 15 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
237	移行期間中の法アセス手続きの要否の判定にはアセス法を所管する環境省も関与すべきである。	10 件	<p>環境影響評価法は、環境影響評価手続の最終段階で環境影響評価の結果を免許等に反映させ、免許等を行う者等が環境面も含めた事業の実施の可否等の判断を行う仕組みとしていること、また、事業の実施による環境影響は事業種によって大きく異なることに鑑み、法第 4 条において第二種事業について方法書の作成以降の手続きを要するかどうかの判定する手続きにおいて、事業について十分な知見を有する免許等を行う者が判定を行うこととし、事業実施に係る環境影響の程度は事業特性のみならず地域特性にも左右されるため、免許等を行う者等が判定を行うに当たって、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことにより、地域特性に関する情報を補うこととしています。</p> <p>法が第二種事業で規定する上記の考え方を踏まえ、移行期間中に義務又は任意で実施される法アセス手続きの要否に係る判定については、事業所管大臣である経済産業大臣が行うこととしています。ただし、今般の経過措置においては、その趣旨が、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について地域によっては環境保全上の問題が生じるところ、地方公共団体において条例が適切に整備されていないことにより地域の環境保全上の支障のおそれが生じることを回避するために、移行期間中に判定を受けることを措置するものであることから、経済産業大臣は事業が実施される区域を管轄する都道府県知事に意見を求め、その意見を「尊重」して判定を行うこととしています。</p>
238	移行期間中のアセス手続き要否判定において、知事が手続き必要との意見を出した場合は必ずこれに従って判定すべきである。	1 件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
239	この改正が実施されれば、全国に第二種事業の風発の乱立が予想されるため賛成できない。特に第二種事業のアセス実施の要否は事業案件ごとに経済産業省が判断するとされているが、風力発電を推進する省が適正に判断をすることは難しいのではないか。	1 件	同上
240	移行期間中もしくは移行期間後に着工しようとする事業の経過措置として、経済産業大臣は「都道府県知事の意見」を踏まえて法アセス要否を判定することとされているが、「関係自治体の意見」を踏まえて、とすべきである。独自に条例を制定している場合もあることから、立地自治体の意見も踏まえるべきである。	1 件	<p>環境影響評価法は、環境影響評価手続の最終段階で環境影響評価の結果を免許等に反映させ、免許等を行う者等が環境面も含めた事業の実施の可否等の判断を行う仕組みとしていること、また、事業の実施による環境影響は事業種によって大きく異なることに鑑み、法第 4 条において第二種事業について方法書の作成以降の手続きを要するかどうかの判定する手続きにおいて、事業について十分な知見を有する免許等を行う者が判定を行うこととし、事業実施に係る環境影響の程度は事業特性のみならず地域特性にも左右されるため、免許等を行う者等が判定を行うに当たって、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことにより、地域特性に関する情報を補うこととしています。</p> <p>法が第二種事業で規定する上記の考え方を踏まえ、移行期間中に義務又は任意で実施される法アセス手続きの要否に係る判定については、事業所管大臣である経済産業大臣が行うこととしています。ただし、今般の経過措置においては、その趣旨が、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について地域によっては環境保全上の問題が生じるところ、地方公共団体において条例が適切に整備されていないことにより地域の環境保全上の支障のおそれが生じることを回避するために、移行期間中に判定を受けることを</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>措置するものであることから、経済産業大臣は事業が実施される区域を管轄する都道府県知事に意見を求め、その意見を「尊重」して判定を行うこととしています。</p> <p>なお、都道府県知事が意見を述べるに当たって、地域の実情を踏まえ、当該知事の判断において関係市町村長から意見聴取を実施することは可能です。</p>
241	<p>経過措置のアセス手続き要否判定において、都道府県知事が意見を述べる際は、住民や地域関係者、条例アセスに基づく審議会の意見を聴取することを条件づけるべきである。</p>	1 件	<p>環境影響評価法は、環境影響評価手続の最終段階で環境影響評価の結果を免許等に反映させ、免許等を行う者等が環境面も含めた事業の実施の可否等の判断を行う仕組みとしていること、また、事業の実施による環境影響は事業種によって大きく異なることに鑑み、法第 4 条において第二種事業について方法書の作成以降の手続きを要するかどうかの判定する手続きにおいて、事業について十分な知見を有する免許等を行う者が判定を行うこととし、事業実施に係る環境影響の程度は事業特性のみならず地域特性にも左右されるため、免許等を行う者等が判定を行うに当たって、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことにより、地域特性に関する情報を補うこととしています。</p> <p>法が第二種事業で規定する上記の考え方を踏まえ、移行期間中に義務又は任意で実施される法アセス手続きの要否に係る判定については、事業所管大臣である経済産業大臣が行うこととしています。ただし、今般の経過措置においては、その趣旨が、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について地域によっては環境保全上の問題が生じうるところ、地方公共団体において条例が適切に整備されていないことにより地域の環境保全上の支障のおそれが生じることを回避するために、移行期間中に判定を受けることを措置するものであることから、経済産業大臣は事業が実施される区域を管轄する都道府県知事に意見を求め、その意見を「尊重」して判定を行うこととしています。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>なお、都道府県知事が意見を述べるに当たって、地域の実情を踏まえ、当該知事の判断において関係市町村長その他必要と考える者等から意見聴取を実施することは可能です。</p>
242	<p>経過措置の対象となる 7,500～37,500kW の事業の経済産業大臣による手続き要否の判定は、第二種事業の判定と同様だろうか。いずれにしても経過期間中は、7,500kW～50,000kW の事業全体について、都道府県知事の意見が最大限反映されるよう手当てする必要がある。</p>	1 件	<p>環境影響評価法は、環境影響評価手続の最終段階で環境影響評価の結果を免許等に反映させ、免許等を行う者等が環境面も含めた事業の実施の可否等の判断を行う仕組みとしていること、また、事業の実施による環境影響は事業種によって大きく異なることに鑑み、法第 4 条において第二種事業について方法書の作成以降の手続きを要するかどうかの判定する手続きにおいて、事業について十分な知見を有する免許等を行う者が判定を行うこととし、事業実施に係る環境影響の程度は事業特性のみならず地域特性にも左右されるため、免許等を行う者等が判定を行うに当たって、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことにより、地域特性に関する情報を補うこととしています。</p> <p>法が第二種事業で規定する上記の考え方を踏まえ、移行期間中に義務又は任意で実施される法アセス手続きの要否に係る判定については、事業所管大臣である経済産業大臣が行うこととしています。ただし、今般の経過措置においては、その趣旨が、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について地域によっては環境保全上の問題が生じうるところ、地方公共団体において条例が適切に整備されていないことにより地域の環境保全上の支障のおそれが生じることを回避するために、移行期間中に判定を受けることを措置するものであることから、経済産業大臣は事業が実施される区域を管轄する都道府県知事に意見を求め、その意見を「尊重」して判定を行うこととしています。</p> <p>なお、経済産業省において、10 月 13 日までの間、経過措置に規定される当該判定の考え方についてパブリックコメントを実施しているところです。</p>

経過措置のうち、施行日前に法アセス手続を開始していない事業の取扱いに関する意見 8件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
243	<p>移行期間中もしくは移行期間後に着工しようとする事業の経過措置として、「判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能。」は削除すべきである。自治体によっては法アセスより厳しい内容の条例を定めている場合があり、事業者がこれを避けて法アセスの手続を進める可能性があるためである。</p>	1件	<p>移行期間中に着工しようとする事業については、環境影響評価法に基づく手続の可否に係る経済産業大臣による判定を受けなければならない義務を課すこととしています。この場合において、事業者自身が、立地等の状況から環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨の判定を受けることが予見されるようなときに、判定を受けずに環境影響評価法に基づく手続を開始することを認めないこととすれば、当該事業者は判定を受けて環境影響評価法に基づく手続が不要となる期待がないにも関わらず、簡易な方法による環境影響評価を行うことの負担に加え、判定結果を受けるまで法アセス手続の開始ができないこととなり、事業者に必要な以上の負担が生じることになってしまう不合理が生じてしまうこととなるため、事業者が判定を受けずに環境影響評価法に基づく手続を選択することを妨げないこととしています。</p> <p>また、移行期間後に着工しようとする事業については、移行期間中において環境影響評価法に基づく手続の可否に係る経済産業大臣による判定を受けることができるものとしています。当該措置について、移行期間中に条例未整備の場合においてのみ、当該判定を受けることができることとする場合には、例えば、県境等において事業が実施されるときは、その一部が条例の手続に従い、残りの部分が環境影響評価法の手続に従う必要があることとなり、地方公共団体や事業者において大きな社会的混乱を生じることとなるため、条例整備状況に関わらず、全国一律に経過措置を講じることとしています。この経過措置の趣旨は、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について、施行日後に新たに地方公共団体において条例が整備される場合には、法及び条例に基づく環境影響評価手続がないものとして事業準備等を行っていた事業</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>者において、手続きを最初から実施する手戻りが生じることを防止するものです。</p> <p>上述の様に、事業者が必要以上の負担が生じることになってしまう不合理が生じてしまうことを防止するため、事業者が判定を受けずに環境影響評価法に基づく手続を選択することを妨げないこととし、条例整備の有無に関わらず、事業者が環境影響評価法に基づく手続きの要否に係る経済産業大臣による判定を受けることなく環境影響評価法に基づく手続きを希望する場合には、これを認めることとしています。このことにより、当該経過措置を講じる趣旨が没却されることはないものと考えています。</p>
244	<p>経過措置における「なお、判定を受けずに、法アセス手続きを開始することも可能。」の文言は削除すべき。例外事項は不要と考えられる。</p>	1 件	同上
245	<p>移行期間中に着工しようとする事業の取り扱いについて、アセス要否を経済産業大臣による判定に任せるような曖昧な措置な経過措置ではなく、法アセス手続きを続行するとすべきである。多くの自治体で条例改正が済んでいないことが予想され、都道府県知事は法アセス手続きの続行を求めることになる想定される。</p>	1 件	<p>環境影響評価法は、環境影響評価手続の最終段階で環境影響評価の結果を免許等に反映させ、免許等を行う者等が環境面も含めた事業の実施の可否等の判断を行う仕組みとしていること、また、事業の実施による環境影響は事業種によって大きく異なることに鑑み、法第 4 条において第二種事業について方法書の作成以降の手続きを要するかどうかの判定する手続きにおいて、事業について十分な知見を有する免許等を行う者が判定を行うこととし、事業実施に係る環境影響の程度は事業特性のみならず地域特性にも左右されるため、免許等を行う者等が判定を行うに当たって、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことにより、地域特性に関する情報を補うこととしています。</p> <p>法が第二種事業で規定する上記の考え方を踏まえ、移行期間中に義務又は任意</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>で実施される法アセス手続きの要否に係る判定については、事業所管大臣である経済産業大臣が行うこととしています。ただし、今般の経過措置においては、その趣旨が、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について地域によっては環境保全上の問題が生じうるところ、地方公共団体において条例が適切に整備されていないことにより地域の環境保全上の支障のおそれが生じることを回避するために、移行期間中に判定を受けることを措置するものであることから、経済産業大臣は事業が実施される区域を管轄する都道府県知事に意見を求め、その意見を「尊重」して判定を行うこととしています。</p>
246	<p>移行期間後に着工しようとする事業の取り扱いについて、アセス要否を経済産業大臣による判定に任せるような曖昧な措置な経過措置ではなく、法改正後1年後に着工する事業を含め、条例改正によりアセス対象外の施設がなくなるまでは従来通り法アセス手続きを続行する経過措置とすべきである。多くの自治体で条例改正が済んでいないことが予想され、都道府県知事は法アセス手続きの続行を求めることになると想定される。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、環境影響評価手続の最終段階で環境影響評価の結果を免許等に反映させ、免許等を行う者等が環境面も含めた事業の実施の可否等の判断を行う仕組みとしていること、また、事業の実施による環境影響は事業種によって大きく異なることに鑑み、法第4条において第二種事業について方法書の作成以降の手続きを要するかどうかの判定する手続きにおいて、事業について十分な知見を有する免許等を行う者が判定を行うこととし、事業実施に係る環境影響の程度は事業特性のみならず地域特性にも左右されるため、免許等を行う者等が判定を行うに当たって、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことにより、地域特性に関する情報を補うこととしています。</p> <p>法が第二種事業で規定する上記の考え方を踏まえ、移行期間中に義務又は任意で実施される法アセス手続きの要否に係る判定については、事業所管大臣である経済産業大臣が行うこととしています。ただし、今般の経過措置においては、その趣旨が、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について地域によっては環境保全上の問題が生じうるところ、地方公共団体において条例が適切に整備されていないことにより地域の環境保全上の</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>支障のおそれが生じることを回避するために、移行期間中に判定を受けることを措置するものであることから、経済産業大臣は事業が実施される区域を管轄する都道府県知事に意見を求め、その意見を「尊重」して判定を行うこととしています。</p> <p>なお、都道府県・環境影響評価法政令市の条例の検討・整備の期間については、環境省による風力発電所を現在対象としていないこれら自治体への聞き取り結果においては、概ね半年から1年間の期間を要するとの回答があったことを踏まえ、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するために要する期間を公布から約1年程度の期間と見込み、所要の経過措置を設けることとしたものです。</p>
247	<p>経過措置における「なお、判定を受けずに、法アセス手続きを開始する事も可能。」の文言は削除すべき。移行期間後に着工する事業であっても環境影響への配慮を熟慮すべきであり、例外事項は適切ではない。</p>	1件	<p>本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、地方自治体の判断において、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。</p> <p>また、移行期間後に着工しようとする事業については、移行期間中において環境影響評価法に基づく手続きの可否に係る経済産業大臣による判定を受けることができるものとしています。当該措置について、移行期間中に条例未整備の場合においてのみ、当該判定を受けることができることとする場合には、例えば、県境等において事業が実施されるときは、その一部が条例の手續に従い、残りの部分が環境影響評価法の手續に従う必要があることとなり、地方公共団体や事業者において大きな社会的混乱を生じることとなるため、条例整備状況に関わらず、全国一律に経過措置を講じることとしています。この経過措置の趣旨は、施行日</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について、事業の実施が移行期間後であるものについては、事業の実施時点において必要な条例整備がなされており、地域の環境保全上の問題がある事業が必要な条例に基づく環境影響評価手続きを経ずに実施されるという問題は基本的に生じるものではないものの、施行日後に新たに地方公共団体において条例が整備される場合には、法及び条例に基づく環境影響評価手続きがないものとして事業準備等を行っていた事業者において、手続きを最初から実施する手戻りが生じることを防止するものです。</p> <p>当該経過措置においては、事業者が必要以上の負担が生じることとなってしまう不合理が生じてしまうことを防止するため、事業者が判定を受けずに環境影響評価法に基づく手続を選択することを妨げないこととし、条例整備の有無に関わらず、事業者が環境影響評価法に基づく手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けることなく環境影響評価法に基づく手続を希望する場合においては、これを認めることとしています。このことにより、当該経過措置を講じる趣旨が没却されることはないものと考えています。</p>
248	<p>移行期間中にアセス手続き期間にあるものはすべて経産大臣の判定を受けることを義務とすべきであり、判定には環境省も積極的に関与すべきである。</p>	1 件	<p>移行期間中に着工しようとする事業については、環境影響評価法に基づく手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けなければならない義務を課すこととしています。この場合において、事業者自身が、立地等の状況から環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨の判定を受けることが予見されるようなときに、判定を受けずに環境影響評価法に基づく手続を開始することを認めないこととすれば、当該事業者は判定を受けて環境影響評価法に基づく手続が不要となる期待がないにも関わらず、簡易な方法による環境影響評価を行うことの負担に加え、判定結果を受けるまで法アセス手続きの開始ができないこととなり、事業者が必要以上の負担が生じることとなってしまう不合理が生じてしまうこと</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>となるため、事業者が判定を受けずに環境影響評価法に基づく手続を選択することを妨げないこととしています。</p> <p>また、移行期間後に着工しようとする事業については、移行期間中において環境影響評価法に基づく手続の可否に係る経済産業大臣による判定を受けることができるものとしています。当該措置について、移行期間中に条例未整備の場合においてのみ、当該判定を受けることができることとする場合には、例えば、県境等において事業が実施される時は、その一部が条例の手続に従い、残りの部分が環境影響評価法の手続きに従う必要があることとなり、地方公共団体や事業者において大きな社会的混乱を生じることとなるため、条例整備状況に関わらず、全国一律に経過措置を講じることとしています。この経過措置の趣旨は、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について、施行日後に新たに地方公共団体において条例が整備される場合には、法及び条例に基づく環境影響評価手続がないものとして事業準備等を行っていた事業者において、手続きを最初から実施する手戻りが生じることを防止するものです。</p> <p>上述の様に、事業者が必要以上の負担が生じることになってしまう不合理が生じてしまうことを防止するため、事業者が判定を受けずに環境影響評価法に基づく手続を選択することを妨げないこととし、条例整備の有無に関わらず、事業者が環境影響評価法に基づく手続の可否に係る経済産業大臣による判定を受けることなく環境影響評価法に基づく手続きを希望する場合には、これを認めることとしています。このことにより、当該経過措置を講じる趣旨が没却されることはないものと考えています。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>環境影響評価法では、手続の最終段階で環境影響評価の結果を免許等に反映させ、免許等を行う者等が環境面も含めた事業の実施の可否等の判断を行う仕組みとしており、本判定は、免許等を行う者である経済産業大臣が行うこととなります。この点、経済産業大臣が判定を行うに当たって、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴くことにより、地域特性に関する情報を補うことが可能となるよう、本経過措置においては都道府県知事の意見を「尊重」して判定を行うものとしております。</p>
249	<p>7500～3.75 万 kW の施設について、経過措置期間内に手続きを行った場合は、経過措置後の本格施行時以降の取り扱いは、法対象として取り扱うという理解で良いか。</p>	1 件	<p>経過措置による判定により法に基づく環境影響影響手続を要するとの判定を受けた事業者及び判定を受けずに法に基づく環境影響評価手続を開始する通知を行った事業については、法の対象事業とみなされ、移行期間が経過した後も、法に基づく環境影響評価手続を行うことが必要です。</p>
250	<p>移行期間中の判定でアセス手続きが必要と判定された場合も立地の適性を判断する必要があるため、配慮書から実施すべきである。</p>	1 件	<p>今般の経過措置においては、その趣旨が、施行日後において環境影響評価法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業について地域によっては環境保全上の問題が生じるところ、地方公共団体において条例が適切に整備されていないことにより地域の環境保全上の支障のおそれが生じることを回避するために、移行期間中に判定を受けることを措置するものであることから、経済産業大臣は事業が実施される区域を管轄する都道府県知事に意見を求め、その意見を「尊重」して判定を行うこととしています。経過措置の対象は、施行日後において法の第二種事業に係る規模要件に満たないこととなる規模の事業であるため、法の第二種事業に義務付けのない計画段階配慮書手続きの義務を課すことは法の義務を超えるものとなり適切ではないと考えます。</p>

3 条例その制度に係る意見（計 31 件）

条例整備に係る意見 22 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
251	<p>1万kW前後の風力発電施設でもバードストライク等の環境影響が多く発生していることから、法アセスの第二種事業となる3.75万kW以下であっても公的な環境アセスを行い、立地選定が適正であるか否かの判断が行われるべきである。そのために、環境省は各都道府県に対し、条例アセスの規模要件を現状のままとするよう働きかけを行うべきである。</p>	8 件	<p>現行の環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。
252	法の規模要件引き上げにあわせて、条例の規模要件も引き上げないと意味がない。国から自治体に対し、他事業との公平性の観点も踏まえて条例対象規模要件の見直しについて適正な指導をしてほしい。	1件	同上
253	環境省は各都道府県に対し、条例アセスは現状の規模要件とするよう働きかけをすべきである。また、風力発電を条例アセスの対象としていない14都府県に対しては条例の整備を求めていく必要がある。	1件	同上
254	改正は全ての県で条例アセスが整ってからにすべきである。	1件	同上
255	自治体によっては風力発電の誘致に積極的であるため、風力発電施設の建設を制限するような条例を十分に整備しない可能性がある。これらのことから、規模要件の緩和には反対である。	1件	同上
256	この改正に伴って対象外とな	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>る事業を対象とする条例をすべての自治体が備えることはないと思われることから、規模要件の改正には反対である。</p>		
257	<p>移行期間中に条例が整備されなければ、37,500kW以下の規模の事業については公的アセスが実施されなくなり、大きな環境影響が生じる可能性がある。現時点で条例の対象としていない14都府県が風力発電を条例アセスの対象事業とするまでは本施行令の一部改正を行うべきではない。</p>	8件	<p>現行の環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、都道府県・環境影響評価法政令市の条例の検討・整備の期間については、環境省による風力発電所を現在対象としていないこれら自治体への聞き取り結果においては、概ね半年から1年間の期間を要するとの回答があったことを踏まえ、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するために要する期間を公布から約1年程度の期間と見込み、所要の経過措置を設けることとしたものです。</p>
258	<p>国の規模要件の緩和が、自治体の条例のある無しによる事業導入を考える上で大きな影響を与えることは間違いなく、そのための対策を設定しないうちに規模要件の緩和を導入するべきではないと考える。</p>	1件	同上

条例の実効性担保に係る意見 3件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
259	<p>現状では都道府県によっては環境アセス手続きの実績が乏しく、また審査レベルが低く適切な手続きができていない場合がある。今後、条例アセスの対象となる風力発電事業が増加することを考えると、都道府県と環境省や経済産業省等が連携して、審査レベルの向上を図ることが必要である。</p>	1件	<p>現行の環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
260	<p>条例等の地方独自の設定は尊重するようにしていただきたい。</p> <p>今後、地方の審査の力量が問われることになり、人材面で確保されるのか心配である。また、事業者が知事意見をどれほど尊重するかが疑問である。これまでは、厳しい道知事意見を無視する事業者もいた。経産省および環境省の地方出先機関が、事業者を監督する仕組みが必要と考える。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、地方自治体の判断において、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
261	渡り鳥など、県をまたがる影響が考えられる項目については県の条例やゾーニングでは対処しきれないため、綿密な調査に基づき、国が基準を設けるべきである。県・	1件	本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省に

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>自治体には精度の高い調査を行う体力やノウハウがない場合もあるため、これを補助・補完する体制の構築が必要である。</p>		<p>においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

条例の整備・その他制度に係る意見のうち、その他制度等に係る意見 6件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
262	<p>県によって基準にばらつきがあれば、条件の緩い県に事業が集中する恐れがあることから、国全体の基準を設けるべきである。</p>	2件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
263	<p>地方自治体の条例による環境影響評価の質の向上と条例制定の促進は地方分権の観点からは必要と考えられる。しかし、複数の自治体に関係するような広範囲に及ぶ洋上風力発電事業は、法の下で行うのが適切と考えられる。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p> <p>洋上風力発電に係る環境アセスメント制度については、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」において、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係省庁、地方自治体、事業者等の連携の下検討することとされており、今後、検討を進めてまいります。</p>
264	そもそも、面的事業の100haが大きすぎ、アセス法を若干は補完	1件	同上

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>する県条例でも足りず、市町村が独自の条例等での対応を余儀なくされている現状がある。自然災害が激甚化していることを考えても、要件緩和をしてはならない。</p>		
265	<p>尾根部は自治体境界になる例が多く、条例より国で法規制を行う方がメリットが大きい。</p>	1件	<p>環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となって以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象となくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>なお、事業者自身が、重要な自然環境を避けるなど適切な立地の検討を行うことを促すため、環境アセスメントデータベース（EADAS）を通じて各種の土地利用規制や鳥類のセンシティブティマップ等の情報提供を行ってきたところですが、引き続き情報収集・提供の強化に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>
266	この改正により、条例の重要性が高まりそうだが、風力発電所特有の問題点については地域固有のものではないため、政令で定めてほしい。	1件	環境影響評価法は、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」かどうかを事業規模の数値により判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっています。風力発電所が法対象に追加された当時は、風力発電に係る環境影響の実態について、現在より事例に基づく知見が十分でない状況にある中で法の対象規模を決めた経緯があります。その後の風力発電所に係る法に基づく環境影響評価制度の運用の中で、これまでに手続き終了が119件、手続き中が302件となっており、従前に比べて事例や知見が充実してきた部分もあります。このため、

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>今般、法の対象とすべき風力発電所の規模について、環境影響評価法の対象となつて以来の事例の蓄積等最新の知見に基づき、「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、他の対象事業の規模の考え方を敷衍して検討した結果、現行法下における適正な規模として、第一種事業について、5万kW以上、第二種事業について、3.75万kW以上5万kW未満へと変更するものです。</p> <p>また、本改正により法の対象とならなくなる規模の事業についても、地域の環境保全上の支障のおそれを防ぐため、法と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が形成・運用されてきたことに鑑み、当面、都道府県・環境影響評価法政令市の条例により適切に手当されることが必要であることから、地域の状況に応じて条例等の検討・整備の期間を確保するための経過措置を設けています。環境省においても地方自治体が条例等の検討・整備を行うことができるよう、地方自治体に対して、必要な情報提供等を行ってまいります。</p> <p>加えて、地方自治体における環境影響評価条例の適切な運用に資するよう、渡り鳥や希少猛禽類への影響、広域にわたる自然公園の景観への影響や自治体の境界に立地する事業における環境影響等、各地域での判断が難しいものについて、環境省において、必要に応じて助言を行うことや広域での連携を促進するような取組を検討してまいります。</p> <p>さらに、風力発電所の円滑な立地の促進のためには、適正な環境配慮の確保及び地域とのコミュニケーションの充実を図ることが重要であるところ、風力発電所の環境影響の程度は、事業規模に相関する傾向も見られるものの、立地の状況に依拠する部分が多いとの風力発電所の特性に鑑みて、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得</p>

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
			<p>ることとされ、令和4年度に結論を得ることとされており、環境省・経済産業省において「令和3年度 再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置し、具体的な検討を開始しています。</p>

4 その他意見

4-1 その他意見のうち、アセス制度に係る意見（計 54 件）

その他意見・アセス制度に係る意見のうち、アセス対象より小規模な事業に関する意見（自主アセスに関する意見） 11 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
267	環境省は事業者に対し、法・条例アセスの対象とならないすべての風力発電事業について自主アセスを促すとともに、法・条例アセスの実施と変わらない環境配慮を事業者が行うようガイドラインを策定すべきである。	9 件	—
268	移行期間の 1 年で条例による対応が十分に整備されるとは限らず、その場合の措置を担保すべきである。事業者の自主アセスでは調査期間や住民意見聴取、知事意見聴取が不十分であり、環境省主導でガイドラインを策定すべきである。	1 件	—
269	条例の対象ともならない風力発電事業のうち、自主的なアセスメントの元、建設に至ったものがあったが、際どい予測値であった。自主アセス案件も経産省が監督す	1 件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	る仕組みを望む。		

その他意見・アセス制度に係る意見のうち、現行アセスの運用強化に関する意見 13件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
270	事後調査成果の活用については、海外事例を含めた具体的事例等を示したほうが広く理解されやすいのではないか。	3件	—
271	今後の国内での適切な発電施設建設のために、現在建設されている発電施設の計画的なモニタリングを少なくとも5年に渡って実施し、その結果を公表すべき。	1件	—
272	環境影響評価の各段階の図書の継続的な情報公開を求めたい。	1件	—
273	コンサル業者による調査結果と野鳥の会の調査結果に大きな違いがあった事例もあることから、アセス結果の情報公開を行うべきである。	1件	—
274	風力発電施設における環境影響評価の規模要件の引き上げは撤回するよう求める。環境影響評価図書の継続的公開こそ、直ちに法律で義務化すべきである。	1件	—
275	環境影響評価図書の縦覧については広報が十分でなく、行政が事業ありきのため地域の理解を得よ	1件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	うという姿勢がないのが実態である。		
276	各発電所の累積的影響を含む環境影アセスが十分に行われていないことや事業者が地域とのコミュニケーションをまともに行っていないことが事業者への不信につながっていることが、風力発電の導入が進まない大きな原因の一つである。アセス図書については、継続的公開はもちろん図書データの保存や印刷を可能にすることがもっとも重要である。	1件	—
277	「環境影響評価図書の継続的公開等」を検討されていることは評価できる。「事後調査の強化とその成果の活用」はどのようなフィードバックが考えられるのか具体的な方向性等を明らかにしてほしい。	1件	—
278	環境影響評価図書の継続的公開の取り組みを徹底し活用の取り組みを強化することには賛成であるが、公開しない事業者には罰則を与えるように法律で規制する必要	1件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	がある。		
279	事後調査の取り組みを強化とあるが、方法書等で指定された環境影響の事後調査を長期に行うには時間と経費がかかる。企業は目的事業が開始すれば利益に繋がらない調査は真剣に行わないため、法律で明記し事後調査を強化しなければ効果がないと考えられる。知見蓄積の考え方には賛成する。	1件	—
280	事後調査報告書を公開し、各方面から意見を募るべきである。環境省からも意見も出して共有し、新たな事業を実施する際の参考とすべきである。また、騒音・低周波音については必ず事後調査を行い報告することを求める。	1件	—

その他意見・アセス制度に係る意見のうち、SEA やゾーニングに関する意見 11 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
281	現在、「アセス逃れ」や不十分な事前調査による不適切な予測評価といった環境アセスの形骸化が見られ、住民の反対運動も頻発していることから、戦略的アセスの導入や、風力発電施設設置のためのゾーニングを進める必要がある。	1 件	—
282	風力発電施設の建設に当たり、行政は建設してはならない場所の指定を急ぐべきである。	1 件	—
283	累積効果や生物の移動回廊、住民生活等を考慮したセンシティブエリアの視点が必要である。	1 件	—
284	ゾーニング、スクリーニングのデータが不足している。より正確なデータを整備すべき。	1 件	—
285	「再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入」を進めるためには環境影響評価法施行令の一部を改正して規模要件の緩和をするのではなく、ゾーニング等の実施を含めて風力発電所の立地選定が適切であるかを見定める施策を優先すべきである。	1 件	—
286	「環境情報の提供とゾーニング	1 件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	の推進」は風力発電所だけではなく、太陽光発電所も念頭に置いて実施してほしい。		
287	住民参加と合意、情報公開等の民主的手続きを経るゾーニング制度が保障されるべきである。	1件	—
288	規模要件緩和により風力発電施設乱立のおそれがあることから、総量規制の導入を求める。	1件	—
289	センシティブティマップは常に実用に耐え得るものであるよう、早急かつ定期的に更新される必要がある。	1件	—
290	風力発電施設による影響は立地の状況に依拠するという指摘は適切であり、「配慮すべき重要な地域」では計画を避けることができるような制度設計が求められる。	1件	—
291	山間部の尾根、大規模採餌地、越冬地、沿岸河口付近等の鳥類の利用頻度の高い場所は、国の共通基準としてあらかじめ建設適地から外すべきである。	1件	—

その他意見・アセス制度に係る意見のうち、現行アセス制度の課題に関する意見 9件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
292	今回の規模要件緩和のための改正は、地域の実情と科学的な検討が反映された改正とは言い難く、政府の政策に対する国民の信頼を損なう恐れがあることから、改正には反対する。再生可能エネルギーに対する環境影響評価制度のより厳しい適用・審査を求める。	1件	—
293	事業が相当程度進行してから始まる環境影響評価制度に対し、不振の声が高まっており、規制緩和はこれを助長することになり、政府の再生可能エネルギー政策への反発にもつながる。より厳しい精度の適用と審査の充実、相当初期の計画構想段階からの地域住民等への情報公開を求める。	1件	—
294	環境影響評価の実施期間が短縮されれば、十分な調査と評価ができなくなり、手続の質の低下を招く。	1件	—
295	現在の風力発電事業で生じている諸問題を洗い出し、それらを解決すべく環境影響評価制度を改正す	1件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	ることこそが喫緊の課題である。		
296	現行のアセス法は地元住民を無視した悪法に思える。	1 件	—
297	日本のみならず、全世界に風発から発生する低周波音等による被害者がいる。日本でも、全国各地で苦しんでいる人がいる。小型風車によっても同様の健康被害が発生している。低周波音等の健康影響を正しく評価すべきである。騒音（A 特性）においては、35dB を目標値として復活させてほしい。	1 件	
298	陸上風発では、近接して多数の事業者が計画するケースが全国で増えている。景観、騒音・超低周波音、バードストライクなどの評価を適正に実施し、対処することを求める。後に参入した事業者は正しく評価し対応する義務を負うべきである。	1 件	—
299	地域への説明が十分に行われず、対話から逃げているように見える事業者がおり、地域住民から事業者への大きな不信感が生まれている。新型コロナウイルス感染	1 件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>症対策を理由に事業説明会が実施されないケースがあり、地元住民を置き去りにして事業だけが進んでいる状況もある。</p>		
300	<p>第二種事業の場合、環境に関する知見が不足する地域では、必要に応じて安全側に考え法アセスの対象とする判断も必要だと思う。</p>	1件	—

その他意見・アセス制度に係る意見のうち、現行のアセス制度に関する意見 9件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
301	発電施設の建設後に人や生態系への悪影響が生じた場合、誰がどのような対策を、いつを目安に対応するのか、公に明らかにすること。	1件	—
302	規模要件を緩和すれば、環境破壊が進み、再エネ事業に起因する災害が増加することは自明である。その責任は誰がどのように負うのか行政文書で明確にすることを要望する。	1件	—
303	風力発電施設設置後に事後調査を実施するとともに結果を公開し、当初の条件を満たさない等の指摘があれば改善の措置を講じる義務を持たせてほしい。また、10年以内に解決できなければ設置前の状態に復元する義務を持たせてほしい。	1件	—
304	発電所施設についての環境影響評価手続きは電気事業法内で完結させることとし、環境影響評価法施行令別表第一から第五の項を削除してはどうか。	1件	—
305	拙速な規模要件の緩和を進める	1件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	<p>のではなく、早急に検討会を設けてゾーニング制度の充実と規模要件や手続きのあり方を検討すべき。</p>		
306	<p>環境や住民の生活に影響が出た場合は、事業者による事業停止、発電事業者の認定取り消し、補償の支払い等のペナルティを課すべき。</p>	1件	—
307	<p>少なくとも、自社が行った環境影響評価で「影響は極めて軽微」と評価しながら、大きな影響があった事項を広く公開で意見を求め、その原因についての調査報告を提出させるなどの制度の新設が必要である。</p>	1件	—
308	<p>事業者が災害を引き起こした場合の責任を問える法律が必要である。</p>	1件	—
309	<p>規模要件緩和の結果、環境に影響が生じた場合は事業停止を含めた罰則規定を設けることを要望する。</p>	1件	—

その他意見・アセス制度に係る意見のうち、条例の制度に係る意見 1件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
310	<p>条例の規定は法を超えることはなく、また、環境影響評価書を認可の基準とする措置の適用もないことから、条例による環境影響評価には実効性が担保されない。本改正に合わせて、条例による環境影響評価結果も各法令の許認可に適切に反映するための規定を設けるべきである。</p>	1件	—

4-2 その他意見のうち、アセス制度に係るもの以外の意見（計 33 件）

その他意見・アセス制度以外のうち、エネルギー政策に関する意見 7 件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
311	まずは全体の消費電力を抑えた上で検討することが必要。	1 件	—
312	地産地消型の再生エネルギー政策、開発済み地域への再生可能エネルギーの整備促進、原子力・火力発電所の安全性向上と高度効率化支援、送電設備の効率化支援を求めたい。	1 件	—
313	再生可能エネルギーは不安定電源でありバックアップが必要である中で、2050 年のカーボンニュートラル達成のために主力電源として捉えるのは無理があり、このために改正を行うのはおかしい。	1 件	—
314	自然環境に手を加えると、ある時期から急速に影響が出るケースがある。造ったら終わりではなく、長期間にわたる調査を実施し、発電による効果および自然環境に与えている影響を住民および国民に説明して理解を得られなければ、莫大な税金を使う必要性がない。再生可能エネルギーにより発電された電力を使う人も含め、どこで、	1 件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	どのように発電され、どのように送電しているのかを政府は説明する必要があると思う。		
315	今の経済産業省のグリーンリカバリーを意識した規制緩和や再エネの進め方について、強く反対します。	1件	—
316	広くない国土の尾根・山地や海上まで大型風車を増設させるのではなく、周辺環境に負荷を与えない発電施設を日本の科学の英知を結集して開発するよう政策転換すべきである。	1件	—
317	国土の狭い日本において、大型風発事業の主力電源化には無理があると思う。日本全体が生物多様性のホットスポットであり、生物多様性の観点から森林や草地には建設できない。エネルギー消費を抑える暮らしに基づいた施策に切り替える必要がある。	1件	—

その他意見・アセス制度以外のうち、FITに関する意見 2件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
318	<p>法アセスの規模要件が引上られると、出力 3.75 万 kw 未満の事業の多くは各自治体の条例に基づくアセスを実施することになると考えられる。現行の FIT 認定での運転開始までの猶予期間は法アセス対象事業では 8 年であるが、条例アセス対象では 4 年である。今後は条例アセス対象でも、規模要件の引き上げにより、工事期間が延びる可能性がある。条例対象案件も 8 年にしてほしい。</p>	1 件	—
319	<p>環境影響評価を実施しないのであれば、FIT 優遇も見直すべきである。</p>	1 件	—

その他意見・アセス制度以外のうち、風力発電そのものに反対する意見 2件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
320	<p>小型風力発電施設においても、野鳥の衝突事故が増加している。また、複数の風力発電施設が連なり、累積的な影響が全く配慮されていない。自然環境の破壊を進めるようなやり方は、大きな禍根を残すことになると考えられ、再生可能エネルギーの促進には別の方法が取られるべきである。</p>	1件	—
321	<p>樹木を伐採し、海中の生物へ悪影響もある風発建設には断固反対である。リスク・デメリットを明らかにせず、規制を緩め再エネを推し進めるやり方は、事故が起こるまで国民に対して積極的にリスク・デメリットの真実を伝えず、危険な原発を50基以上つくり稼働してきた構造と全く同じだと感じる。</p>	1件	—

その他意見・アセス制度以外のうち、再エネ導入と環境保全に関する意見 8件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
322	地球温暖化防止は喫緊の課題であるが、生物多様性の保全も同様に大きな課題である。	4件	—
323	自然エネルギー促進の大義名分のもと規制緩和されれば、日本の自然が人間のエネルギーのために破壊される。本腰を入れて政策を考えてほしい。	1件	—
324	地球温暖化防止対策は喫緊の課題であるが、生物多様性保全も同様に大きな課題である。一つの課題にフォーカスして施策を検討するのではなく、多角的な視点で相互影響を考慮する必要があると思う。	1件	—
325	グローバルな取組である脱炭素が、ローカルな生物多様性を損なっている現状があり、これは明らかにおかしいのではないか。環境省が生物多様性を守るべきである。	1件	—
326	自然エネルギーへの転換は必要だが、そのために環境破壊を続けるのは本末転倒である。風力発電計画へのハードルは高く厳しくし	1件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	ていく必要がある。		

その他意見・アセス制度以外のうち、パブコメの方法に関する意見 4件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
327	意見提出様式について、意見の内容に加え理由を記載するよう修正するとともに、意見に対する見解は行政手続法第四十三条「提出意見を考慮した結果（意見公募手続きを実施した命令等の案と定めた命令等との際を含む。）及びその理由。」を個別理由毎に明確に示すべきである。	1件	—
328	意見募集の対象が、添付資料1：「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（案）の概要」の2頁だけであるが不十分である。少なくとも、添付資料2：「参考資料（政令案の概要の検討経緯等）」の内容を意見募集の対象とすべきである。	1件	—
329	検討会の結論を受け、閣議決定で規制改革の内容と実施時期が確定しているというタイミングでパブリックコメントを実施する意味を理解できるようにしてほしい。行政手続法第39条の意見公募手続きに反した違法な閣議決定であると言える。	1件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
330	新しい知見に基づいて早急に環境アセス項目を見直し、予防原則の立場から規制強化すべきである。	1件	—

その他意見・アセス制度以外のうち、その他 10件

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
331	参考資料3 ページの上段囲み内の文章1行目にある「懸念される」は「発生する」とすべきである。	3件	—
332	発電所の種類に関わらず、1ha以上の山林等の開発を含む場合は、残存緑地率を70%以上・緑地管理協定20年締結とする規定を設けるべきである。	1件	—
333	鳥類への被害が一件も生じないと確認された場所のみで風力発電施設を設置できるというくらいの規制強化を要望する。	1件	—
334	国による厳しいゾーニングのガイドラインを制定するなど、環境影響評価とは別の法規制が必要である。	1件	—
335	小規模であれば影響がないという性質のものではないため、小型で騒音公害がないものを開発する等の措置が望ましいと思われる。	1件	—
336	再エネ施設に係る環境保全行政を内閣府規制改革担当に移管してはどうか。	1件	—
337	ブレードの1枚を黒く塗る事でバードストライクを7割削減した	1件	—

整理番号	意見概要	件数	意見に対する考え方
	ノルウェーの事例があるため、それを全国の風力発電所で速やかに義務化してバードストライクの削減に務めて欲しい。		
338	拙速な緩和の検討ではなく、環境 NGO や自然科学の専門家による生物多様性の優先と法制度の充実を進める検討会こそ急ぐべきである。	1 件	-